

官報

号外 平成十年四月二十一日

○第四百十二回 衆議院會議録 第三十一号

平成十年四月二十一日(火曜日)

議事日程 第十九号

平成十年四月二十一日

午後一時開議

第一 農地法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 農地法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 農地法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、農地法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長北村直人君。

農地法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(北村直人君登壇)

○北村直人君 ただいま議題となりました農地法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方分権推進委員会第一次勧告の指摘等を踏まえ、地方分権の推進を図るため、二ヘクタールを超え四ヘクタール以下の農地転用の許可権限を農林水産大臣から都道府県知事に委譲する

とともに、行政事務の明確化を図るため、農地転用の許可基準を法定化しようとするものであります。

委員会におきましては、四月九日島村農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、十六日質疑を行いました。

質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中馬弘毅君。

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同

報告書

(本号末尾に掲載)

(中馬弘毅君登壇)

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました日中漁業協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国と中国との漁業関係は、これまで昭和五十年に締結された現行の漁業協定のもとで維持されてきましたが、今般、日中両国について、平成八年に発効した国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、原則として沿岸国が自国の排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことを基本とした新たな漁業秩序を日中間に確立するため本協定を締結することとなり、両国間の果次の協議を経て、平成九年十一月十一日東京において本協定の署名が行われました。

本協定は、基本的に旗国主義に基づいた管理措置をとっている現行協定にかわる新たな日中間の漁業協定であり、その主な内容は、

本協定が適用される協定水域は両締約国の排他的経済水域とし、各締約国は、相互利益の原則に立って、自国の排他的経済水域において相手国が漁獲を行うことを許可すること、

各締約国は、自国の排他的経済水域における相手国の漁獲が認められる魚種、漁獲割り当て量、操業区域その他の操業条件を毎年決定すること、協定水域のうち、北緯三十度四十分及び北緯二十七度の間の日中両国のおおむね距離五十二海里の各緯度線上の点で囲まれた暫定措置水域については相互入会措置を適用せず、当該水域における取り締まりは旗国により行われること、北緯二十七度以南の東海等一部水域については

既存の漁業秩序を維持すること等であります。

本件は、去る四月十四日外務委員会に付託され、翌十五日小淵外務大臣から提案理由の説明を聴取し、同十七日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第三 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長田中慶秋君。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔田中慶秋君登壇〕

○田中慶秋君 ただいま議題となりました中小企

業退職金共済法の一部を改正する法律案について、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢の変化等に対応して、中小企業退職金共済制度の安定及び充実を図るため、退職金等の額の見直しを行うとともに、他の退職金共済制度との通算制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、退職金等の額について、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定まる基本退職金の額を改定することとしております。

第二に、労働者が、中小企業退職金共済制度に加入している企業と特定退職金共済制度に加入している企業との間を移動した場合に、退職金を通算して受給できるよう制度を整備することとしております。

第三に、退職金の分割支給制度及び退職金共済契約の申し込み手続について、所要の改善を図ることとしております。

本案は、去る四月三日参議院から送付され、同月十日労働委員会に付託され、同日伊吹労働大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十七日の委員会において質疑を終了し、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。本案を

委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、労働基準法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。労働大臣伊吹文明君。

〔労働大臣伊吹文明君登壇〕

○國務大臣(伊吹文明君) 労働基準法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

今日、我が国を取り巻く内外の環境は大きく変化し、そのため経済社会も構造変化に直面いたしております。また、労働者の働き方や就業意識の多様化も進んでおります。このような状況のもとで豊かで安心できる社会、健全で活力ある経済を実現していくためには、働く人々が意欲にあふれ、能力を存分に発揮するとともに安心して働くことができるよう、職場における労働条件や環境の整備を進めることが重要であります。

このような観点に立つて、制定以来五十年を経過した労働基準法について、時代の変化に即応したものとするともに、その実効性を一層高めるため、中央労働基準審議会において検討を重ねてまいりました。

政府といたしましては、長期間にわたる検討の結果提出された中央労働基準審議会の建議を踏ま

え、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、新商品、新技術の開発等に必要高度の専門的な知識、技術等を有する労働者を新たに確保する場合や高齢者などについて、労働契約期間の上限を三年とすることとしております。

第二に、効率的な働き方とそれによる労働時間の短縮を実現するため、一年単位の変形労働時間制について、対象期間における労働日数の限度を定めるなど要件を追加することとしております。

第三に、時間外労働を適正なものとするため、労働大臣は、労使協定で定める労働時間の延長の限度等について基準を定め、関係労使は、労使協定を定めるに当たり、これに適合したものとなるようにしなければならないこととしております。その際、育児または介護を行う女性労働者のうち希望者について、一定期間、通常の労働者より短い限度の基準を定めるとともに、この期間中に、政府は、育児または介護を行う男女労働者の時間外労働に関する制度のあり方について検討することとしております。

第四に、事業運営上の重要な決定が行われる事業場における企画立案等の業務について、労使委員会、対象となる労働者の具体的な範囲、健康及び福祉を確保するための措置等を全員の合意で決議し行政官庁に届け出ることにより、決議の内容に基づいて裁量労働制の対象とすることができるとしてあります。

第五に、児童労働に関する国際的動向に沿っ

て、最低年齢に係る規定を整備することとしたしております。

第六に、都道府県労働基準局長が労働条件についての紛争の解決の援助を行うこととしたしております。

その他、労働契約締結時の書面による労働条件明示に係る事項の追加、一斉休憩の適用除外、年次有給休暇の付与日数の引き上げ等の所要の改正を行うこととしたしております。

なお、この法律は平成十一年四月一日から施行することとしたしておりますが、紛争の解決の援助に関する部分は平成十年十月一日から、最低年齢に関する部分は平成十二年四月一日から施行することとしたしております。

以上が、労働基準法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議員(伊藤 一 郎 君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。鍵田節哉君。

(鍵田節哉君登壇)

○鍵田節哉君 私は、民主党を代表いたしました。ただいま提案のありました労働基準法の一部を改正する法律案について、橋本総理大臣並びに伊吹労働大臣に質問をいたします。

法案に対する質問に先立ち、冒頭、現下の憂慮すべき雇用情勢につき、総理の御認識と今後の対応策をお尋ねいたします。

去る三月二十七日に発表された総務庁の調査に

よりまずと、二月の完全失業率は三・六%と調査開始以来最悪の数字を記録し、雇用は極めて深刻な状況に陥っています。また、こうした雇用危機は個人消費を一層萎縮させ、住宅投資を初め企業の設備投資の悪化にもつながり、景気回復を妨げる大きな要因ともなっております。

かつて細川内閣は、雇用情勢が悪化した一九九四年一月、総理大臣を本部長、全閣僚を委員とした緊急雇用問題等対策本部を設置し、精力的に失業の防止や各種対策の実施に取り組み、大きな実績を残しました。一方、橋本内閣は、緊急対策本部が改組された産業構造転換・雇用対策本部を就任翌月の昨年二月二十一日にただ一度開催したのみであり、今日の危機的状況に至っても、なお何ら有効な手だてを講じておりません。また政府は、倒産負債額が過去最悪となっているにもかかわらず、倒産企業の労働者の状況把握さえ十分にしていないのではないのでしょうか。

雇用問題は、総理を初めとした全閣僚が協力し、政府を挙げて取り組まなければならない最優先の課題であります。政府は、現行の対策本部を緊急雇用対策本部へと改め、従来の施策の拡充に加え、直ちに、雇用対策法に基づく強力な施策の発動と政府の総合的雇用創出計画の策定など、機動的かつ抜本的な雇用対策を行うよう強く求めるものであります。この点について、総理の明快なる答弁をいただきたい。

さて、今回の労基法の改正案の提案理由として、我が国を取り巻く内外の環境の変化と労働者の働き方や就業意識の多様化の進行が挙げられております。確かに、我が国において、その根底となる幾つかのシステムに変化が生じてきているこ

とは事実であります。一つには、急速な少子化の進行と人生八十年時代の到来であります。二つには、男女共同参画社会実現へのうねりでありま

す。三つには、先進国にふさわしい国際公正基準に沿った労働条件の整備であります。現在、パートや派遣へのニーズが女性を中心に高まってきたと言われていますが、これは、正社員では休暇もとれず、時間外労働も極めて多いことが原因であり、決して本来のニーズから選別を行っているわけではありません。また、毎年五百件を超える過労死の申請が出され、年間四千年間を超える労働で健康を損なう労働者も後を絶ちません。好景気に転じたときには、時間外労働に対する指針だけでは歯どめがきかなくなること

で労働者の権利が著しく侵害されかねない、まさに労働基準法の改悪案と断ぜざるを得ません。以下、特に大きな課題についてお尋ねいたします。

一つは、時間外労働の上限時間が法案に明記されておらず、政府が真剣に時間外労働に歯どめをかけようとする姿勢が見られないことでありま

す。日本社会のあり方に鋭い視線を注いできた著名なオランダのジャーナリスト、カレル・ヴァン・ウォルフレンは、我が国男性の過密な労働の実情を、「麻痺した社会の犠牲者たち」として次のように指摘しております。戦後の日本の偉業は「日本人の個人生活の犠牲の上に成り立っている。会社で心身のエネルギーを使い果たしてしまつたため、社員たちはほとんど家庭生活を営む元気を失くしている。中間階級の男性社員は目を覚ましていて、時間のほとんどすべてを企業に吸いとられる結果、会社の外で個人的な目的のために使う気力はもう残っていない」と。今また女性をも、このような過酷な労働条件に追いつかざるを得ないであろう。

こうした現状を考慮したとき、労基法の全面施行から五十年の節目となる今日、まず行わなければならないことは、男女がともに働ける環境づくり、高齢者が六十五歳以上まで働ける環境づくり、そして私たち一人一人が日本の経済力にふさわしいゆとり、豊かさを実感できる条件づくりでなければなりません。その意味で、今回の改正案は、労働条件の明示、年次有給休暇の年二日増など評価すべき点も一部含まれておりますが、これらは世界的労働基準から著しくおくられている分野であり、むしろ遅きに失した改正であります。

一方、審議会において労使の意見が対立した項目については、ほとんどが使用者側の意見をもとに法案が作成されており、規制緩和の美名のもと

第二は、休日労働、深夜労働に対する新しいルールがないことであります。

休日、深夜の過重な労働は、勤労者の健康を損ない、育児や介護などの家族的な責任を果たすことを困難にするものであります。特に深夜業については、人が持つサーカディアンリズム、いわゆる日中リズムが崩れると健康障害の可能性も指摘されており、やむを得ないものを除き、その導入には慎重な対応が必要であります。政府は、今後我が国における深夜労働をどのように位置づけているのか、また、労基法において休日労働、深夜労働に関する新しいルールの確立が必要不可欠であると考えますが、労働大臣の御所見を賜りたい。

第三は、新たな裁量労働制の拡大であります。現在、裁量労働制は、弁護士など特定の専門的職業にしか認められておりません。この裁量労働制を、今回は、事業運営上の重要な決定が行われる事業場において企画、立案、調査、分析などの業務に従事する、いわゆるホワイトカラー全般にまで拡大しようとするものであります。これらの分野は、従来からふろしき残業やフロッピー残業が日常化している職場であり、現在の状況において裁量労働制が認められたならば、こうしたサビ残業が追認されることとなり、このままでは実際の労働時間はむしろ長くなり、賃金のカットのみされることは明白であります。

また、制度の導入に当たっては、当該事業場に労働者の代表が半数を占める労使委員会を設置するとの規定があります。しかし、現在、中小企業における労働組合の組織率は極めて低く、労使の力関係は明白であり、時間外労働の三六協定に見

られること、労働者の代表にふさわしくない人々による決議が横行することが懸念されます。裁量労働制の導入には慎重な検討が必要であるとの審議会での労働者側の意見や、労働者自身の裁量労働に関する研究会での社会的コンセンサスが必要との報告も無視し、法案化が進行されておき、労働者の職業生活を守る最低基準を設けた労働基準法の精神を逸脱し、使用者側の一方的な意見を採用した暴挙であると言っても過言ではありません。

以上の理由により、今回の法案による新たな裁量労働制の導入には大きな懸念を禁じ得ません。今後、引き続き労使間の合意形成に向けた審議会での論議が必要であると存じますが、労働大臣の御見解を伺いたい。

最後に、変形労働時間制の要件緩和であります。変形労働時間制は業務の繁忙期に所定労働時間を延長するものであり、実施方法や運用を誤ると労働者の負担は極めて過重なものとなります。しかし、今回の法案は、単に現在のままでは使い勝手が悪いという経営側の恣意的な理由を採用しております。一年単位の変形労働制を導入する場合は、健康確保や家庭生活への影響などに留意し、週の所定労働時間基準を現行の四十時間を下回るものとするよう強く求めるものですが、労働大臣の御見解を賜りたい。

また、今回の法案は、立法化の検討過程も異常であると言わざるを得ません。これまで労働法は審議会での公労使合意による答申が通常でありましたが、今回は労働者側が強く異を唱えたいわゆる

例外的な法案であり、このような法案を今回国会に强行提案されたのはその背景にどのような意図があるのか、お尋ねいたします。

我々国会議員に課せられた使命は、法案審議の過程で、働く者の声に耳を傾け、立法院の英知を結果し、法案を改悪と言われることなく真に改正と評価されるものへとしていくことであります。労働条件の根幹にかかわる労基法は、現在のままらず将来の勤労者の人としての生き方、そして二十一世紀の日本社会の姿に重大な影響を与えるものであります。人の働き方は労使の十分な合意によって決められるべきであって、経営側の恣意的な意向によって決められることのないように特に留意しなければなりません。

最後になりますが、私と橋本総理は昭和十二年生まれの同世代であります。一般社会では、高度成長期わき目も振らず働いてきて、昨年定年を迎えた年代であります。どうか労働行政の推進に当たりましては、過去の経験から推し進めて、額に汗して働く者が報われ、将来にわたって働きがいのある豊かな社会が構築されることを基本理念として、ともに頑張ろうではありませんか。政府案を完全無欠と考え、これに固執することのないよう十分な論議と勇気ある決断を求めますが、橋本総理のお考えをお聞かせください。

また、同じく労働大臣にも、改めて労働省の設置目的や労働基準法の趣旨を踏まえた上でお考えをお聞かせください。

以上、労働大臣には、今日まで日本経済の高度成長を支えてきた、外国からもうらやましがられている良好な日本の労使関係、信頼関係をあなただ

の代で決して破壊することのないよう強く求めまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 鎌田議員にお答えを申し上げます。

まず、雇用問題は、全閣僚が協力して取り組むべき最優先の課題という御指摘をいただきました。現下の失業率は極めて厳しく、特に四十五歳以上に厳しい状況であることを認識しております。

全閣僚が協力して機動的かつ抜本的な雇用対策を講ずるべきと御指摘をいただきましたが、現在、政府全体で検討中の総合経済対策を早期に実施し、景気の回復を図ることこそ、まさに雇用の安定につながる重要な対策であると考えており、その一環として雇用対策の充実についても検討をしております。これらによりまして、雇用の安定に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

また、労働行政の基本理念、法案審議における姿勢についてお尋ねをいただきました。

経済社会の構造変化の中で、働く人々が安心して能力を十分発揮していくこと、そういう環境をつくっていくことが労働行政の基本だと考えております。改正法案は、このような基本的な考え方の上に立ち、関係者の精力的な検討や協議を経て作成したものであり、政府としては、一日も早く成立させていただきたいと考えておることを申し上げさせていただきます。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣伊吹文明君登壇)

○閣議大臣(伊吹文明君) 鍵田議員にお答えを申し上げます。

六つの御質問をいただきました。

まず、時間外労働についてのお尋ねでございますが、終身雇用制が主流の我が国におきましては、時間外労働の持つ雇用調整機能により失業を防止できるという面がございまして、画一的にこれを罰則をもって規制することは適当ではないと考えております。このため、改正法案では、時間外労働に関する上限の基準を労働大臣が定めること及びこの基準を労使が遵守することを労働基準法に規定し、これにより、長時間の時間外労働を抑制することに十分実効があると考えております。

第二に、休日労働、深夜労働についてのお尋ねでございます。

深夜労働は、生産プロセスの運営上の必要や国民生活上の利便から不可欠な面があることは否定はできませんが、これに従事する労働者の就業環境の整備や健康管理等のあり方を含め、広範囲な角度から引き続き検討を加え、適切かつ現実的に対応したいと考えております。

また、休日労働及び深夜労働の賃金の割り増し率については、審議会において、実態調査を参考にして、引き続き検討が行われることになっております。

第三点は、裁量労働制についてのお尋ねでございます。

新たな裁量労働制は、対象業務について法律にその範囲を限定した上で、労働大臣が定める指針により具体的運用例を明示することとしたしておりますとともに、労働組合が存在しない事業所に

おいても労使委員会が十分機能できるように、労働者代表の適正な選任を担保するための手続や決議、議事録を労働者へ周知すること等について法律で明確にするなど、御懸念のようなことが起こらないよう十分な措置を講じております。

第四に、変形労働制につきましては、今回の改正法案では、週四十時間労働制を基盤としたしております。これは、労使が真摯に取り組んでまいりました平成九年四月に全面的に適用されました週四十時間労働制を基盤とすることが最も現実的であり、労働時間短縮にも効果的であると考えるからでございます。

第五に、審議会の答申との関係についてのお尋ねでございます。

経済社会の構造変化や働く人たちの働き方への期待、希望が多様化していることに対応いたしまして、意欲にあふれ、安心して働ける新たなルールを設けることの必要性については、公労使三者とも共通の認識を持っていたと思っています。この共通認識のもとで改正法案の内容の検討が行われ、大部分の項目について、公労使一致でおおむね妥当との答申をいただいたものでございます。

なお、御指摘がございましたように、答申に当たって労働側委員からの意見が出された一部の項目につきましては、今後さらに審議会において、この法律の御可決後、施行に向けての法律の運用の議論がなされる中で検討させていただきたいと考えております。

最後に、労働行政の基本理念と法案審議における姿勢についてのお尋ねでございます。

先ほど総理から御答弁申し上げましたのと全く

私も同じ考えでございます。一人一人額に汗して働く労働者の長期的な労働条件の維持向上のため、一層努力したいと考えております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 榊屋敬信君。

(榊屋敬信君登壇)

○榊屋敬信君 私は、ただいま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案に対し、平和・改革を代表して質問を行うものであります。法律案の内容に入る前に、労働行政全般にわたる総括的な質問を行いたいと思います。

まず初めに、私も先ほどの鍵田議員と同じように、最近の雇用情勢について質問をしたいと思っております。

現下の雇用情勢は、我が国経済の先行き不透明感により、かつてない厳しい状況が続いております。二月の有効求人倍率〇・六一倍、完全失業率も三・六％と統計作成以来の最高水準に達しております。

こうした厳しい雇用情勢の中で、働く意思と能力がある人が働くことができないという失業の増加、雇用の厳しさは国民生活に大きな不安を投げかけております。特に若年層及び高齢者層の高い失業率は深刻でありますし、さらに失業者のうち中高年サラリーマンの倒産やリストラによる非自発的失業は、昨年二月に比べて三割もふえております。一家を支える世帯主の失業率も二・七％と過去最悪となっております、生活不安を一層大きくしています。

現在の失業の背景には、経済構造の変化による部門別の労働需給のミスマッチや世界的市場経済化による国際的要因などがあるものの、最大の要因は総需要が不足しているという景気的要因であることは論をまちません。すなわち、橋本政権が進めてきた、経済見通しを誤った昨年来の九兆円に上るデフレ政策や財政構造改革に伴う大幅な予算の圧縮効果などによる政策不況が、厳しい雇用情勢の最大の原因なのであります。

こうした厳しい雇用情勢を総理はどのように認識され、責任の重さをどのように感じておられるのでしょうか。橋本総理、今国民が聞きたいのは、口先介入の延長のような記者会見ではなく、この不況はこれからどうなるのか、さらに一層深刻になるのか、いつまでどんな我慢をしなければならぬのか、そして政府はこの厳しい状況に対してどんな処方せんを持っているかということでありまして、総理のお考えをお聞かせいただきたい。

失業は人材の政策的配置であると考えます。労働大臣は、所管大臣として労働問題のみならずマクロ経済についても積極的に発言をしていきたい旨の話をされておられますが、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

次に、規制緩和とゆとり社会の実現についてお尋ねいたします。

経済社会のグローバル化等に伴って、国民の雇用労働環境も大きく変化しています。こうした中で、働く人々もかつてのような弱い労働者だけではなく、時代認識もあるでしょう。働く人々の意識も働き方も多様化し、それに合わせたルールづくりも必要となっております。しかしながら、我が国の長時間労働は依然として解消されておらず、過労死に象徴されるような労働者の健康破壊が進んでおり、加えて、時間外労働等の規制

緩和により、多くの女性が長時間・深夜労働に従事し、家庭の子供たちが放置されている弊害も指摘されているところであります。

こうした状況の中で、規制緩和が企業のニーズのみに沿った、できるだけ使い勝手のいい労働力にしたいというのであれば、国民はゆとり社会から遠のいてしまいます。規制緩和による市場原理の激化は格差も拡大させます。私は、大きな規制緩和の流れの中で、働く人々への保護はますます重要となると考えますが、総理の御所見をお伺いいたします。

産業構造の変化の中で、こうした厳しい状況は、特にパート、派遣、契約社員等の非正規雇用労働者への労働条件のしわ寄せとしてあらわれてきていると考えますが、労働大臣の御所見をお伺いいたします。

さて、今回の法律案について順次質問を行います。

初めに、時間外・休日労働及び深夜業の問題であります。中基審の議論においても、公労使により相当の意見の食い違いがあったことが報告されているところ、今回の法改正の大きな問題点の一つであります。

昨年の女子保護規定撤廃の法改正を経て、我が国の長時間労働の実情を踏まえ、男女がともに人間らしい生活を営み得る労働条件を保障する男女共通の時間外・休日・深夜労働の規制を求める声が広がり、国会審議においても時間外労働等の整備に関する附帯決議がなされたところであります。こうした背景の中で、今回の基準法の改正が検討されてきました。今回の改正は、我が国の長時間労働体制に歯どめをかけるため、確実に実効

性のあるものにしなければなりません。

その観点からは、適正化のためのガイドラインに法的根拠を与えることは一歩前進であるものの、労働基準法そのものに上限規制を規定しているものではないという点、基準に対して労使双方で遵守する努力義務を定めたものであり法的拘束力がないという点で、その実効性に危惧するものであります。総理の御所見をお伺いいたします。

また、労働大臣の定める基準については、現行の適正化指針の一年三百六十時間、女子保護規定撤廃に伴う百五十時間の問題、この両者をどのように整理され規定されるのか、労働大臣の御所見をお伺いいたします。

なお、女子保護規定撤廃に伴う激変緩和措置については、どの程度のレベルを想定されているのか、あわせてお伺いしたい。さらに、その対象となる女子労働者について、育児、介護のみならず、妊婦や健康上の理由のある者までも対象とすべきであると考えますが、命令で予定している対象者についてお伺いをいたします。

また、我が国の長時間労働が解消できない大きな理由に割り増し率の低さが挙げられますが、中基審での継続的検討も勘案の上、時間外・休日・深夜労働の賃金割り増し率の引き上げを今後検討すべきであると考えますが、労働大臣の御所見をお伺いいたします。

次に、新しい裁量労働制の導入についてお尋ねをいたします。

法律案では、企業の中核で働くホワイトカラーの自律的で創造的な働き方のルールとして新たな裁量労働制を設けることとされていますが、裁量

性が認められない業務に安易にみなし労働時間制が拡大されるならば、かえって長時間労働、不払い労働を助長することになり、結局は労働者に大きな不利益をもたらすのではないかとまことに心配であります。

そこで、お尋ねいたします。対象者の範囲等を決定する労使委員会という法律上の新たな機関を規定していますが、この委員会の法的位置づけを明らかにしていただきたい。

また、対象者、対象業務についての規定は、いずれも抽象的で明確でなく、無制限にホワイトカラー全般に拡大する危険性があり、さらに対象業務についても、建議の段階では、「具体的指示をすることが困難なもの」とされていたものが、法律案では一歩踏み込み、「具体的な指示をしないこと」とされ、労使委員会で決定すればすべて対象とされる危険性があるのではないかと考えますが、労働大臣の御所見をお伺いいたします。

こうした観点から、大臣が定める指針の内容が極めて重要となります。この指針の骨格をお示しただきたい。また、この指針に反した場合の対応についてあわせてお伺いをいたします。

次に、一年単位の変形労働時間制についてであります。

本制度は、そもそも労働時間短縮を促進するために導入されたものであり、この適用に当たっては、対象となる労働者の健康確保や家庭生活については特に留意をしなければならないと考えます。したがって、一年単位の変形労働時間制を導入する場合は、所定労働時間の基準をさらに短縮する必要があると考えますが、労働大臣の基準設定に当たってのお考えをお伺いいたします。

最後に、労働契約期間の上限の延長についてお尋ねいたします。

法律案では、新商品、新技術の開発等の業務、新規事業の展開などのプロジェクト業務に従事する高度の専門的知識、技術等を有する者を確保するために新たに雇い入れる場合に労働契約期間の上限を三年に延長することとされていますが、この点についても、運用の仕方によっては、三年の若年定年制となるものであり、また既に雇用されている労働者を終身雇用から有期雇用に変換させる方途を開くものであり、その運用のあり方が懸念されるところであります。

対象となる労働者の限定等については、新や高度がつけばすべて適用対象となる危険性も十分あることから、大臣の定める指針の策定方針についてお尋ねしたいと思ひます。また当該業務に新たにつく者に限るとの規定は、新規採用労働者に限定されるものなのか、事業の転換、拡大等の場合も適用対象となるのか、具体的ににお尋ねしたいと思ひます。

労働現場における有期契約の最大の問題は、更新の取り扱いであります。中基審においても重要な研究、検討課題とされているところであり、この点について、改正案の三年契約の場合の更新の取り扱いはどうなるのか、また、一年以内の契約の反復の問題の検討状況について、あわせて労働大臣にお尋ねいたします。

いずれにしても、我が国の産業構造の転換、規制緩和という大きな流れの中で、いかにして真に豊かさゆとりを実感できる国民生活を確保するか、まことに困難な課題であります。本法律案は、我が国の今後の選択肢が問われているわけで

あります。私も平和・改革は、これから慎重かつ十二分に審議を尽くすことを決意表明し、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 樹屋議員にお答えをいたします。

まず、雇用情勢についてのお尋ねがございました。

二月の有効求人倍率が〇・六一倍と六カ月連続して低下し、完全失業率が三・六%と過去最高の水準になっております。このうち、二十四歳以下の若年層では有効求人倍率が一倍を超え再就職が比較的容易であります。四十五歳以上の中高年齢層に対しては有効求人倍率が〇・二五倍と、特に厳しい状況にあります。

この厳しい雇用情勢の最大の原因は政策不況ではないか、この不況はいままで続くのか、政府はどのような処方せんを持っているかとお尋ねがありました。

我が国経済の現状を見ますと、バブルの後遺症といった経済社会の構造問題に加え、アジアの通貨・金融不安や我が国の金融機関の破綻による金融システムへの信頼低下などの影響もある中に、昨年来厳しさを増した家計や企業の景況感が実体経済全般にまで影響を及ぼしており、完全失業率が既往最高となるなど、景気は一層厳しさを増しております。

こうした景気停滞から一日も早く抜け出すために、先日、我が国経済及び経済運営に対する内外の信頼を回復するに必要かつ十分な規模の経済対策を講じることを決意し、国民の皆様はその基本的な考え方を発表させていただきました。ここに

盛り込まれた特別減税の追加、継続や真に必要となる社会資本の整備を初めとする各般の施策が相まって、消費者や企業のマインドを高めて景気回復をもたらすと考えております。

次に、規制緩和の流れの中での働く方々への保護というお尋ねがございました。

経済社会の大きな変化の中で、経済活動の一方の担い手である労働者がその能力を十分に発揮し、経済社会を支えていただけるように、労働条件や労働環境を整備していくことは大変重要であり、今般の労働基準法の改正も、このような観点に立って労働者の保護のためのルールを整備強化しようとするものであります。

次に、時間外労働に関する基準の実効性についてのお尋ねをいただきました。

改正法案では、この基準を労働大臣が定めること及びこの基準を労使が遵守するようにしなければならぬことを労働基準法に規定することとしております。これにより、長時間の時間外労働の抑制に十分な実効が上がるものと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣伊吹文明君登壇〕

○国務大臣(伊吹文明君) 樹屋議員にお答えを申し上げます。

まず雇用情勢でございますが、先ほど総理からも、中高年齢者を中心として雇用情勢は厳しいと御答弁を申し上げました。雇用は短期的には景気の動向に左右されるものであり、雇用の安定を図る観点からも、総理が御答弁を申し上げましたように、景気回復のため、金融システムの信頼を回

復し、金融デフレを払拭するとともに、マクロの有効需要管理などの対策を強力に推進していく必要があると思っております。

その上で、労働省としては、これまでも、雇用調整助成金制度の活用により失業の防止を図るとともに、積極的に求人への発掘を行い、離職者の早期再就職を促進するなどの対策を講じてまいりました。これらに加えて、現在、政府で総合的な経済対策の一環として雇用対策の一層の充実について検討しているところであり、今後とも雇用の安定に努力をしまいたいと考えております。

次に御指摘の、いわゆる非正規雇用労働者の労働条件についてでございます。

確かに、現実には、経済社会の構造変化や労働者の就業意識の変化等を背景といたしまして、多様な雇用形態で働く労働者が増加いたしております。労働行政といたしましては、パート、派遣等の労働者が労働条件面で不当な取り扱いを受けることのないよう、労働基準監督機関による監督指導において今後とも一層の努力をしまいたいと考えております。

第三に、時間外労働の上限に関する基準及び激変緩和措置についてのお尋ねであります。

一般の労働者についての基準に関しては現行の適正化指針を参考とし、また、女子保護規定の解消に伴う激変緩和措置として設ける基準については、中央労働基準審議会の建議で通常の労働者よりも低い水準を設定することとされている趣旨を踏まえ、適切な水準にいたしたいと考えております。

また、基準緩和措置の対象者については、建議

にございますとおり、育児・介護休業法の深夜業の制限を請求できる労働者の範囲と同様とすることを基本に検討してまいり所存であります。

五項目は、時間外・休日労働の賃金の割り増し率でございます。

中央労働基準審議会の建議では、本年度行う実態調査の結果を見た上で、引き上げの検討を開始することとされております。また深夜業の賃金の割り増し率についても、あわせて検討することが適当とされているところであります。私としては、この検討を円滑に進め、その結果を待つて適切に対処したいと考えております。

裁量労働制について、三つお尋ねがございました。

まず、裁量労働制における労使委員会は、改正法案においては、労働基準法上、賃金、労働時間など労働条件全般について調査審議するものとして位置づけられておりますが、さらに、裁量労働制の実施に当たっては、対象業務や対象労働者の範囲、健康管理のルールなどについて全員一致で決議することが義務づけられているところであります。

さらに、裁量労働制の対象業務でございますが、改正案では、企業の中核部分で働くホワイトカラーのうち、業務の遂行手段や時間配分をみずからの裁量で決定し業務上の具体的な指示を受けない者に限り、その対象となることを法律上明らかにし、さらに、対象業務の具体例を指針において示すことといたしております。

また、個々の事業場では、労使委員会において、法律及び指針に則して労働者の具体的範囲を全会一致で決議で定めなければならないこととさ

れているところであります。すなわち、対象業務が明確かつ適切なものとなるよう、十分な措置を講じているところであります。同時に、労使委員会において法律及び指針に照らして適当でない業務を対象業務とする旨の決議が仮になされたとしても、そのようなことは法律上許されておりましたので、労働基準監督署の厳正なチェックを受けることは当然のことであります。

新しい裁量労働制の指針の骨格についてもお尋ねがございました。

指針では、対象業務や対象労働者の範囲、働き過ぎ防止、健康確保のための措置の内容、苦情処理体制のあり方のほか、制度の適用に当たっての労働者本人の同意、業務の成果の評価基準など、労使が話し合っておくべき事項を示すことを予定いたしております。届け出られた決議が指針に反している場合には、これに沿ったものとなるよう改めて労使委員会で検討して決議することをお願いいたします。それが法違反になるような重大なものであれば厳しく是正を求めるなど、労働基準監督署において厳正な指導を行ってまいれる所存でございます。

変形労働時間制については、今回の改正法案では週四十時間労働制を基盤といたしましたが、これは、労使が真摯に取り組んでおります平成九年四月に全面的に適用された週四十時間労働制を基盤とすることが最も現実的であり、労働時間短縮にも効果的であると考えたからでございます。

まず、その上限の延長の対象となる高度の専門的知識、技術などを有する労働者の基準について

でありますが、高度の専門的能力を持つ労働者がその能力を十分に発揮することが出来る環境を整備するという制度本来の目的に合致するものとなるよう、中央労働基準審議会を初め関係方面の御意見を伺いながら定めたいと考えております。

また、当該業務に新たに付く者に限るといふ要件は、事業の転換、拡大等に伴う場合も含めまして、対象となり得る労働者を新たに雇い入れる場合に限るといふ趣旨でございます。

最後に、三点目の、三年契約の労働者について契約を更新する場合の契約期間の上限は、現行と同様、一年となるものでございます。また一年以内の有期労働契約の反復更新の問題につきまして、中央労働基準審議会の建議に沿いまして、専門家による研究会を設け、さらに調査検討を進めていくことといたしたいと考えております。(拍手)

○議長(伊藤家一郎君) 武山百合子君。

(武山百合子君登壇)

○武山百合子君 私は、自由党を代表して、労働基準法の一部を改正する法律案に関し、総理並びに関係大臣に質問いたします。

橋本内閣のもとに於いた政策不況によって、国民経済は深刻な状況に立ち至っております。昨年一年間の企業倒産は一万七千件を超え、十二年ぶりの高水準となりました。ことし二月の完全失業者は、前月より六万人ふえ二百四十八万人となり、戦後最悪を記録いたしました。完全失業率も三・六%で過去最悪であります。

雇用の安定は国民生活の基盤であります。労働基準法改正を提案する前に、まず、みずからの政

策によってこれだけ多くの労働者を路頭に迷わせた責任を、総理御自身が明らかにすることが先決ではありませんか。先日の総理辞任のうわさが兜町を駆けめぐったときの株価のはね上がり、その後の急落に象徴されるように、総理、あなたが退陣されることが最大の景気対策であるとお思いませんか。総理の御見解をまずお伺いいたします。

さて、戦後間もなく労働基準法がつくられてから半世紀が経過し、社会経済情勢は大きく変化いたしました。制定当時は前近代的な制度が残っておりまして、強制労働、タコ部屋、中間搾取、ピンはねなど、今考えれば非人間的な労働慣行が横行していた時代でありました。労働基準法は、弱い労働者を保護するとともに、我が国の雇用環境改善に大きな役割を果たし、勤勉な国民性、労使協調の努力などとあわせて、日本経済の発展と国民の福祉の向上に大きく貢献してまいりました。

今日、日本経済のポスターレス化、国際化が進むとともに、情報通信分野などの目覚ましい技術革新によって、国民の働き方も、また意識も大きく変化してきております。今や、中小企業の労働者であっても、当然の権利として完全週休二日制を要求できる時代となりました。フレックスタイムや在宅勤務などの雇用形態も急速に普及する気配を見えております。これからは、二十一世紀の少子・高齢化社会をにらみつつ、我が国の活力を増大させていくために、高齢者や女性の進出が強く求められる時代となります。

こうした状況の変化を考えれば、戦後半世紀の間、労働基準法の改正がほとんどなされないうまま今日に至っているのは不思議なことです。その

見直しを行うのはむしろ当然であります。この法改正は国民の働き方を変えるものであります。二十一世紀の我が国の繁栄と国民生活に直結するものであるだけに、先を見越した改正の必要性があります。

このような認識に立った上で、以下、質問いたします。

初めに、規制緩和との関連について伺います。現在、我が国では、実態はともかく、規制緩和が声高に叫ばれており、職場も大きく変わりつつあります。よき慣行として労使を支えてきた終身雇用制が崩れ、勤労者の働く意識も変わりました。労働移動が進み、パートや派遣労働などの不安定な雇用もふえています。こうした動きを、政府は規制緩和の流れの中で当然のことと位置づけ、施策を講じられるのか、あるいは一定の歯止めが必要と考えるのか。その場合、規制緩和で発生するであろう国際化、情報化、技術革新など、新たな雇用の受け皿にどのように労働移動を図っていくとするのか。また、陰の部分として発生する失業の増大、労働条件の低下、格差拡大といった問題をどのように食い止めるのか。これらについて総理の御見解をお尋ねいたします。

二十一世紀の日本は、間違いなく労働力が不足する時代を迎えます。少子・高齢社会の進展をにらめば、経済社会の活力を増大させていく上で、働く女性を補助的とするのではなく、正規の労働力と見るべきではありませんか。

男女雇用機会均等法が施行されて十年以上が経過し、働く女性は二千七百万人を超え、うち女性雇用者数は二百万人を突破いたしました。しかし、管理職に占める女性の割合は、部長クラスは

わずか一・四%、課長クラスは三・一%、係長クラスは七・三%にとどまっております。かつて、マーガレット・サッチャー・イギリス首相はイギリス・タイム誌のインタビューに答え、「女性は家庭の管理者です。だから管理経験を持つことで女性の方が男性よりずっと上です。責任を転嫁することなく、自分で決断することを経験していただきます」と述べています。

能力があるにもかかわらず、特に我が国において女性の管理職が少ないのは、家事や育児、介護などの責任が女性にだけし寄せられている現実があります。働く女性のための環境整備が求められています。これらの働く女性のための条件整備について、総理はどのようにお考えでしょうか。

私は、条件整備には、保育環境を整え、育児・介護施設を大幅に充実させるべきと思いますが、小泉厚生大臣のお考えをお伺いします。

また、子育てが一段落した女性たちが今育児に追われ育児の手助けを必要とする人を支援する、労働省が始めた有償ボランティア制度の充実を図るべきであります。労働大臣の御見解をお尋ねします。

次に、女子保護規定撤廃と時間外労働の問題について伺います。

今回の改正に当たり、労使が最も対立したのが時間外労働時間の上限規制の問題であります。特に、男女雇用機会均等法の改正に伴って女性の時間外・深夜労働を制限する労基法のいわゆる女子保護規定が撤廃されることになりましたが、政府案では、新たな上限規制を設け、現在年間三百六十時間とし目安となっていたものを、労基法に根拠を置く基準に改めます。女性の働く環境が欧米に

比べ整備されていない日本での女子保護規定撤廃は、特に共働き女性にとって大きな負担となります。過労死に象徴されるような男性の労働環境を、そのまま女性に押しつけることとなります。職業生活の一方で、家事、育児も担っている現状から、仕事と家庭の両立が困難になることは火を見るよりも明らかです。

時間外労働の問題は男性の長時間労働の問題であり、これが女性の職場進出を阻んでいる側面もあります。時間外労働の基準については、法律で規定するかしないかは別としても、労働者側が主張したように、三年後に年間百五十時間になるような残業減らしを進めるべきと思いますが、労働大臣の御見解を求めます。

次に、裁量労働制の問題について伺います。

具体的な成果や実績で一定時間働いたとみなす裁量労働制であります。既に一部ホワイトカラーの職場に拡大されています。希望する人に対して、自分で時間配分を考え、主体的に仕事をできるようにする働き方は、選択肢の一つとして考えるべきです。自分で時間管理ができる人を机の前にもいつまでも拘束する必要はありません。しかし、裁量労働は一定の成果が要求されることとなります。達成できなければ、長時間労働になります。家に仕事をもち帰るサービス残業がふえると思います。過剰な忠誠心と労働を強要するという日本的な長時間労働を合法化するという意見もあるくらいです。

政府案では、職場に労使委員会を設置し、そこで働き過ぎの防止措置など決議することを導入要件としております。決議は労働基準監督署に届け、ことになっておりますが、特に、労働組合のない中小企業で労使委員会を有効に機能させることができるのかという疑問があります。裁量労働制を導入して、サービス残業がふえ、労使委員会が十分に機能しない場合、この制度を再検討し、見直すことも含め、慎重に対応することが必要であります。労働大臣の御見解をお聞かせください。

次に、中小企業における労働時間短縮について伺います。

労働時間の短縮が進まないのは理解できないではありません。ただでさえ不況で、経営環境の厳しい中、中小企業が労働時間を短縮するのは容易なことではありません。しかし、今、不況だからと中小企業労働者の人件費負担増を理由に実現を渋り、景気がよくなると人手不足だからと実現を渋っていたのでは、いつまでたっても労働条件は向上しません。また、中小企業の労働時間短縮が難しい原因として、大企業による発注方法の問題があります。週末に発注することが多い上、発注内容を頻繁に変更するといったことが長時間労働の原因となっております。

現在、若者は休日の労働条件を重視しており、時短は有能な人材確保のため有効であります。政府は、意欲のある中小企業を支援するため、週四十時間労働への誘導策を充実すべきと考えますが、総理の御見解をお聞かせください。

今、なりふり構わず働くことを目標とした時代から、仕事への適性や、働きがいのある、ゆとりある時間を大切にする時代へと、国民の意識も大きく転換しつつあります。

まだまだ長いのが実態です。フランス、ドイツより三百から四百時間も長い労働時間を短縮する工夫が求められます。週四十時間労働が実施されない中小企業は数多く、サービス残業も依然なくなりません。法律では縛ることのできない国民の意識や雇用慣行を是正するための努力が必要です。年次有給休暇の消化率が平均六割にも達しないのは、欧米諸国では考えられません。周囲に気兼ねせず退社したり、休暇をとる環境づくりも必要です。こうした環境づくりのために、総理は、どのような施策が必要とお考えでしょうか。

一つの提案として、私は、祝日三連休を挙げます。年間十四日ある国民の祝日のうち、日にちを動かすことが可能で、三連休にすることによって祝日の意義が高められる四祝日、すなわち、成人の日、海の日、敬老の日、体育の日を決まった週の月曜日に移すというものであり、これは欧米では広く普及している制度であります。

休日が二日、三日と長くなれば、ドライブやアウトドア、郊外のスポーツが盛んになることは余暇開発センターの調査からも明らかにしております。また、ボランティア活動にも積極的に参加する人がふえると思います。三連休を過ごしてみると、不思議と労働意欲がわくものです。家族との交流、読書、学習、調べものといった、団らんや自分を充電するゆとりの時間が国民には必要です。

既に、私たちは、この国会に法案を提出しております。連休の日数がふえれば、ふだんやりたくてもできないことがやれます。そうした希望を多くの女性が持っております。ゆとりある社会にするため、祝日三連休を実現すべきと考えますが、

平成十年四月二十一日 衆議院會議録第三十一号

労働基準法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する武山百合子君の質疑 労働基準法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する金子満広君の質疑

一〇

總理のお考えをお聞かせただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔内閣總理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣總理大臣(橋本龍太郎君) 武山議員にお答えを申し上げます。

まず初めに、雇用の安定、そして景気対策についての御指摘をいただきました。

政府としては、その時々々の経済情勢に応じて、財政、金融両面にわたる措置をとってまいりました。今回の措置も、我が国の経済運営に最終的な責任を持つ總理大臣として政治決断をいたしました。私は、今この大事な時期に政治空白をつくるべきではないと考えており、責任を持って構造改革を進めながら景気の回復や雇用の安定に努めてまいります。

次に、規制緩和との関係で、雇用形態の多様化や労働移動の増加対策についてのお尋ねがございました。

改革を進めていく過程におきましては、摩擦的な失業の発生などさまざまな影響が及ぶおそれがあります。労働者が生きがいと自助の気持ちを持ち、その能力を十分に発揮できることが大切だと考えておりまして、機動的な雇用対策の実施、また労働基準法の整備等、労働政策面において的確にこなしていきたいと思います。

次に、働く女性のための条件整備についてのお尋ねがございました。

政府としては、女性が雇用の場においてその能力を十分に発揮できるよう、男女雇用機会均等確保対策や職業生活と家庭生活の両立支援対策に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

また、中小企業に対する週四十時間労働への誘

導策についてのお尋ねがございました。

脆弱な経営基盤、取引先との関係など、中小企業の実情に十分配慮しながら、省力化投資等への助成措置も活用するなど、週四十時間労働制が円滑に定着するよう懇切丁寧な指導に一層努めてまいりたいと思います。

また、法律で縛れない意識や雇用慣行を是正する必要性、そして労働時間短縮のための職場環境づくりについてのお尋ねがありました。

長時間残業の削減あるいは年次有給休暇の取得促進を図るためには、議員御指摘のように、職場における労使の意識改革、業務体制の改善を進めることが必要であり、引き続き労使の積極的な取り組みを促してまいりたいと思います。

次に、ゆとりある社会実現のために、祝日三連休化を実現すべきだという御指摘をいただきました。

現行の祝日の一部を月曜日に移動させることによって連休の創出を図るいわゆる祝日三連休化につきましては、個々の祝日の意義について検討することはもちろんであります。三連休化による社会経済に対する影響、三連休化に対する国民世論の動向等も勘案しながら、国民各層の幅広い御意見も踏まえて慎重に検討する必要があると考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔國務大臣小泉純一郎君登壇〕

○國務大臣(小泉純一郎君) 保育環境や育児介護施設の充実についてのお尋ねであります。保育については緊急保育対策等五か年事業を推進してまいりましたが、昨年、児童福祉法を五十年ぶり

に改正いたしました。平成十年度予算において、すべての保育所で乳児保育を行える体制の整備や延長保育の充実を図ったところであります。

また、介護については、在宅サービスと施設サービスの均衡を図りながら、高齢者保健福祉推進十か年戦略の目標達成に向けて取り組んでいるところであります。

今後とも、二十一世紀の少子・高齢社会に向けて、保育、介護両サービスの充実に取り組んでまいります。(拍手)

〔國務大臣伊吹文明君登壇〕

○國務大臣(伊吹文明君) 三点のお尋ねがございました。

まず、育児をサポートする有償ボランティア制度についてでございます。

育児の援助を行う人とそれから援助を受けたいという人から成っております。会員組織をつくり子育て支援を行う市町村に對しまして、労働省としては各種の援助を行っているところでござい

ます。今後とも、より多くの市町村においてこの事業が広まりますように、その普及促進について、御指摘がございましたように積極的に取り組んでまいりたいと思います。

第二は、時間外労働についてのお尋ねでございます。

改正法案では、上限に関する基準を労働大臣が定めること及びこの基準を労使が遵守すべきことを労働基準法に規定しております。これにより、長時間の労働の抑制に実効を上げたいと考えております。上限に関する基準の具体的な水準は、中央労働基準審議会の意見を伺って適切なものとしていく考えであります。ただ、具

体的水準については、時間外労働の実態等に十分考慮をし、現実的に定める必要があるかと考えております。

第三に、裁量労働制についてのお尋ねでございます。

改正法案は、御指摘のような問題が生じないように、長時間労働やこれによる健康への悪影響を防止するため、業務の遂行状況の把握や働き過ぎ防止、健康確保のための措置などを労使委員会における全会一致の決議で定め、実施することを要件としたしております。また、労働組合が存在しない中小企業等の事業所においても労使委員会が十分に機能できますように、労働者代表の適正な選任を担保するための手続や決議、議事録の労働者への周知等について、法律でこれを明確にしているところでございます。したがって、御審議を経てこれが正しく運用されれば、必ず世界に通用する労使関係を確立し、日本の経済や社会に新たな活力を注ぎ込むことができると考えております。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(渡部恒三君) 金子満広君。

〔金子満広君登壇〕

○金子満広君 私は、日本共産党を代表して、労働基準法の一部を改正する法律案に対して、總理に質問をいたします。

まず最初に、改正についての基本的な考え方を伺います。

言うまでもありませんが、この労基法は、現憲法とともに戦後政治の基本原則として制定されたものであります。そこには第一条で、「労働条件

ところが、今提案されている本法案は、一部改正どころか、その本質は労基法の根幹となつてゐる八時間労働制と雇用保障を崩壊させるものであるとみなさざるを得ません。

そこで、具体的な問題について質問をいたします。

その第一は、八時間労働制の破壊であります。法案が、裁量労働制の対象を拡大すること、変形労働時間の要件を緩和することを打ち出していることであります。

そもそも、裁量労働とは、労働時間に關係なく仕事の成果で評価するということで、労働強化をもたらし、家庭生活にさまざまな困難、矛盾を伴うこと。また変形労働時間制は、一日八時間という労働時間を一カ月、一年間の平均で弾力的に運用することであり、労働者の生活リズムを壊し、減収も招きかねない。したがって、これまでは特殊的、例外的な場合にしか適用されてきませんでした。

ところが、今回の政府案は、その制限を取り払って、これを広範な労働者に適用できるようにするものであります。これが許されるならば、資本の都合と利益のために労働者の生活リズムは混

これが、労働者の住宅ローンなどにも新たな障り自由の権限を使用者に与えることになります。この点どうですか。

害をつくり出すと同時に、雇用不安の増大、個人消費の冷え込みを加速させることは言うまでもありません。まさに労働者に対する新たな搾取と支配の体制を広げるものであります。このような制度は絶対に導入すべきではありません。

第三は、この裁量労働制、変形労働制、そして短期雇用制の導入が日本社会に与える重大な影響であります。

裁量、変形労働の拡大によって利益を得るのはだれか。財界、大企業であり、その犠牲となるのは、五千四百万の労働者とその家族であります。労働者の健康は破壊され、家庭や社会生活はこれに対応できなくなります。育児や介護、家庭教育

には、裁量も変形も通用いたしません。深刻な事態を招くことになります。少子化問題も一層加速させるといふことになると思いますが、これらの諸点について、総理、どう考えますか。お答えをいただきます。

そこで、時間外労働の上限に対する法的規制の

第二は、短期雇用契約制の問題です。

今日 失業率は、既に質問にも出ておりますが、政府が一九五三年統計をとり始めて以来最悪の三・六％になっています。失業者は二百四十八万人に及んでいます。こうした中で、三年上限の短期雇用制を新たに導入することは、雇用保障のない労働者を制度的に大量につくり出すことになるではありませんか。これは、歴史的に形成されてきた長期安定雇用の原則を根本から覆すばかり

反した場合、罰則がないのでは実効性がないという
ことではありませんか。はっきり答えていただ
きます。

このような抽象的、あいまいなことでは、政府みずからが十年前に世界に公約した年間千八百時間の達成など、到底不可能ではありませんか。なぜ十年かかっても千八百時間ができなかったのか、このこともあわせて答弁をしていただきたいと思っています。

第四は、我が国の労働者、国民にとって必要なことは、今、労基法の改悪ではなくて、国際的にも低い水準に置かれている労働条件を速やかに改善することにあります。

そのためには、我が国労働者の上に重くのしかかっている、過労死まで引き起こしている長時間・過密労働を速やかに解消することであります。そのためにも、八十年も前に締結された一日八時間かつ一週四十八時間の制限及び増加時間の最大限、つまり、上限規制を義務づけているILO条約第一号を批准することであります。なぜ今日まで批准しないのか、その理由をきょう改めて伺います。

我が党はこれまで、残業時間の上限を、一日二時間、月二十時間、年百二十時間、休日労働は四週間に一回以内、深夜労働は四週間に三十五時間以内、月六回以内とすること、時間外・休日労働及び深夜労働は本人の同意を前提とし、残業割増し率を五〇％、深夜・休日割増し率を一〇〇％にすることを主張してきましたが、これこそ国民多数の願いであり、世界の流れにも合致するものだと確信しております。

政府の改悪案が中央労働基準審議会、いわゆる中基審での労働者側委員全員の反対を押し切り、財界の積年の要求を丸のみして出されたという問題があります。なぜ、労働者側の意見を退け提出してきたのか。これは労働基準法第二条の次の明文があります。これに違反してあります。つまり、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべき」との法的原則にも違反し、さらに、労使公益三者から成る中基審の存在をも否定するものとなるのではないかと思います。総理の見解を改めて伺います。

総理、この労働基準法の改悪に反対する国民の世論と運動は、改悪の内容が明らかになるにつれて、広範な広がりを見せかけております。何よりも、労働者は、全労連、連合、中立系の枠組みを超えて全国的な反対運動に立ち上がり、今国会、そして各党にも連日のように請願、陳情が寄せられています。

また、全国の弁護士を結集している日本弁護士連合会も、既に二月、会として具体的な内容を専門的に分析をし、反対の態度を表明しております。さまざまな法律家の団体、労働法学者、各種団体からも次々に反対の態度表明が行われています。

地方議会においても、二月から三月にかけて、労働基準法は制定以来五十年、最大の危機に立たされているという大阪府議会の各党合意、全会一致の決議に見られるように、改悪に反対する決議は急速に全国に広がり、各種の報道によっても既に二百七十議会を超えております。労基法の改悪で二十一世紀を迎えることは断じてできません。総理は、この反対の声をどのように受けとめて

いますか。答弁を求めるとともに、私は、この法案の撤回及びこれを強行しようとしている橋本総理の退陣、国会解散によって国民の信を問え、このことを強く要求をして、質問を終わらせていただきます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 金子議員にお答えを申し上げます。

労働基準法改悪、改悪と言われましたけれども、改正案を提出しております。そして、どうぞそうした御検討をお願いしたいと思います。

裁量労働制など労働時間にもたらす影響について、まずお尋ねがありました。

裁量労働制や変形労働時間制は、労働者が自律的にあるいは効率的に働くことができるようにすることによって、創造的な能力を十分発揮したり、労働時間の短縮を実現できるよう、健康確保の面を含めた新たなルールをつくらうとするものであり、長時間・過密労働など御懸念のようなこととはないと考えております。

次に、国際的な流れに照らしての改正法案の評価についてお尋ねがありました。

この法案は、あくまでも、昨年四月全面的に適用された週四十時間労働制を基盤として、働く人たちの働き方への期待や希望の多様化に対応し、自律的にあるいは効率的に働くことができるようなルールをつくらうとするものであり、国際的な流れに十分沿ったものと考えております。

次に、労働契約期間の上限を三年に延長すること、これは、新商品や新技術の開発のためなど社内得がたい人材を国の内外から確保したり、定年退職者などの高齢者の能力や経験を生かせる雇

用の場を確保することを目的とするものであり、これからの社会にとって必要なシステムであると考えております。

また、裁量労働制等の導入と少子化問題の関係についてもお尋ねがありました。

裁量労働制につきましては、働く人みずからが主体的に労働時間を管理できることを十分に保障するなど、改正法案におきましては、職業生活と家庭生活の調和に十分留意した内容としており、御懸念のような問題は生じないと考えております。

次に、時間外労働規制についてお尋ねがございました。

我が国では、時間外労働は雇用調整機能を有することから、画一的に罰則をもって規制することは適当ではなく、法律に根拠を置く上限に関する基準及びこれに関する労使の遵守義務を定めることにより、十分実効が上がるかと考えます。なお、上限に関する基準の水準は、中央労働基準審議会の意見を聞き、適切な水準といたす考えであります。

年間千八百時間を目標とする労働時間短縮について、なぜできないというお尋ねがありました。

この十年間に約二百時間の短縮を見ましたものの、内外情勢が大きく変化し厳しい経済状況が続いたことなどから、目標にはなお約百時間の開きがありますので、その達成、定着に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、労働条件とILO条約についてのお尋ねがありました。

改正法案は、労働者が安心して働ける新たなルールを設けて、長時間残業の抑制等を図るもの

であります。また、ILO第一号条約につきましては、時間外労働等に関する法的規制の仕組みが我が国の法制や実情に合わないため、批准しておられないものであります。

次に、審議会との関係についてお尋ねがありました。

経済社会の構造変化等に対応して新たなルールを設ける必要性についての共通の認識のもとに、大部分の項目について全会一致でおおむね妥当との答申をいただきました。なお、労働側委員から意見が出された項目につきましては、審議会における施行に向けての運用の議論の中で御検討いただきましたと考えております。

また、労働界などの改正法案に対する反対意見に関するお尋ねがございました。

それぞれの立場から各種の意見が見られるところではありますが、改正法案は、労働者が健康で安心して働けるような新たなルールを設定すべく、関係者間の精力的な検討や協議を経て作成したものでありますので、政府としては、ぜひ一日も早く成立させていただきたいと考えておりますし、景気対策など政策の対応の求められる今、この大切な時期に政治空白をつくるべきではないと考えております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 濱田健一君。

(濱田健一君登壇)

○濱田健一君 私は、ただいま議題となりました労働基準法改正法案に対し、社会民主党・市民連合を代表して質問いたします。

今回の改正法案については、経済社会の構造変化や働く人たちの働き方への期待、希望が多様化

していることに對して、健康で安心して働けるようなルールをつくり環境を整えるという立場から、与党として、その内容についてよりよいものとなるよう努めてきたものであります。この一定の成果を踏まえつつ、勤労国民の権利擁護をその存在価値の一つとする社会民主党として、労働条件の向上を図る観点から、なお明らかにすべき幾つかの課題についてお伺いいたします。

今回の改正案は、約五十年ぶりの抜本改正になります。現行基準法が、制定当時の経済状況、すなわち戦後復興期の典型と考えられた工場労働者の労働条件確立を最優先の課題にしていたことは明らかでございます。その後、高度経済成長期を経て安定成長に移行する過程で、産業構造のみならず、労働者の就業意識も変化し、また労働力需要、供給の両面にわたるさらなる変貌は、押しとどめようもない趨勢を示していたとも言えます。したがって、労働基準法を、これらの状況に的確に対応し得るものにしていくことは、国民的なコンセンサスになっていたと認識するところであります。

特に、超高齢化社会が間近に迫る中で、国民一人一人が、労働を通じてその能力を十分に発揮し、それによって福祉を支えていく、つまりは、労働が福祉社会を支えるシステム構築に積極的に取り組むことが、今、政治が目指すべき最大の責務ともなっているのであります。また、国民生活の質的向上を促す経済構造改革を推進するためには、競争制限的な規制の見直しは進められなくてはなりません。しかしながら、同時に、雇用労働に関する社会的規制については、労働者の権利保障を第一義とする新たなルールの確立を図るべき

というのが、労働者の切なる願いでもござい

ます。労働基準法の改正、それも五十年ぶりの見直しを行うに当たっては、このような時代の要請にこたえていくことが不可欠であると認識しますが、今回提出された改正法案の基本的な考え方を橋本総理大臣にお伺いいたします。

改正法案では、労働契約締結時に文書により明示すべき事項の拡大、退職事由の明示義務化など、パート労働者などを含め労働契約の入り口と出口で労働関係の明確化を図り、紛争の予防に寄与する内容が盛り込まれております。さらには、中小零細企業の労働者のゆとり確保にも配慮して、年次有給休暇の付与日数を増加させているほか、児童労働の国際状況に沿って最低年齢を引き上げたことなどは、労働者の福祉向上の見地からも、評価にたえ得るものになったと思慮するところであります。

これらに加え、改正法案の主な内容について、労働者の労働条件の一層の向上を図る立場から、改正法案に関連する事項を含めて、政府の考えをお伺いいたします。

第一に、時間外・休日労働に関してであります。

昨年の通常国会において、男女がともに仕事と家庭を両立させながら人間らしく働き続けるルールを確立するため、男女雇用機会均等法等整備法が成立し、来る一九九四年四月から、労働基準法中の時間外・休日労働や深夜業に関するいわゆる女子のみ保護規定が解消されることになっております。

本院における同法案の審議の際には、女子のみ

保護規定の解消に伴い、家庭責任を有する女性労働者がこうむる職業生活や労働条件の急激な変化を緩和するための適切な措置、時間外・休日労働のあり方等について検討を行うよう政府に対し促す旨の決議が行われたところであります。また深夜労働に関しては、これが過度に及べば健康に与える影響が懸念されるだけでなく、男女を問わず人間らしく働き続けていくためにも、新たな対策を講ずることが焦眉の急になっていたとも言えます。

これらについては、中央労働基準審議会においても中心的な議題の一つになったと聞いております。検討結果が法案にどのように盛り込まれ、関連する措置とあわせて、今後いかに具体化していく方針か、労働大臣にお伺いいたします。

第二は、一年単位の變形労働時間制に関してであります。

變形労働時間制は、業務の繁閑に応じて所定労働時間を設定することにより総労働時間を短縮するという趣旨から、一日八時間、一週間四十時間に係る労働時間規制の弾力化を志向したものと理解するところであります。したがって、それゆえにこそ、今回の法案における一年単位の變形労働時間制についての改正も、単に使用者側のニーズにこたえた弾力化ではなく、総労働時間の短縮という明確な目的意識を有し、かつ労働者の健康確保にも最大限配慮したものでなければならぬのでございします。この点についての労働大臣の御見解をお伺いいたします。

第三は、裁量労働制に関してであります。

裁量労働制の対象労働者の範囲については、この制度が本来の機能を発揮し得る方々、すなわ

ち、仕事の進め方や労働時間の配分について使用者に指示されることなく、みずからの判断と責任で業務を遂行できる者に限定されるべきなのは論をまちません。いたずらな拡散を招かないための拡大防止策は万全が期されているのでしょうか。また、裁量と責任を持って仕事をする方々が、成果志向の結果、オーバーワークに陥ることがないような歯どめ等は十分でしょうか。何より、労働組合が存在しない中小零細企業などで労使委員会が十分に機能する措置は講じられているのでしょうか。

これらの課題は、事前の与党調整でも社民党としての立場から指摘したところでもありますが、改正法案における措置状況について労働大臣の見解をお伺いいたします。

労働条件の向上、労働者の福祉の観点からは、申し上げた諸点に係る改正内容が適切でなければならぬことは言うまでもありません。同時に、改正された法律が確実に履行されることは極めて重要となります。

労働基準法が定める労働条件の基準は最低ラインのものであり、使用者が労基法を遵守しなければならぬのはもとより当然であります。しかしながら、現行労基法のもとでもまだまだ違反事例が絶えない中で、新たに設けられるルールの実効性を確保しなければならぬことを考慮すると、労働基準監督官の大幅増員など労働基準監督機関の体制整備は必須の要件になるのではないのでしょうか。労働大臣の方針をお伺いしたいと思います。

本法案は、男女を問わず、労働者の今後の働き方や家庭生活のあり方に大きな影響を与えること

になります。経済のグローバル化等が進む中で、我が国の経済社会が健全な発展を維持していくためには、すべての労働者を保護する土台、ルールとなる労働基準法へと改革、革新することこそが、真の意味での活力とゆとりを支えられた日本経済再生につながるかと確信するところであります。この観点を含め、労働行政、とりわけ労働条件を向上させるための施策遂行の重責を担う労働大臣の御決意をお伺いいたします。

なお、せっかくの機会をいただいたことでもあり、最後にどうしても触れておきたいことがございます。

もとより、労働基準法の改正は、これまで述べてきたとおり、すべての労働者に対する権利保障を目指すものでなければなりません。それゆえ、何より求められているのは政治に携わる者の高い見識と言えます。いたずらに政争の具にするのではなく、国民的な評価を勝ち取る審議を、与野党の垣根を超えて尽くすではありませんか。この環境を醸成していくために、労働大臣におかれても、労働者の皆さんとの胸襟を開いた話し合いに引き続き御努力いただくことを強くお願いし、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 演田議員にお答えを申し上げます。

私には一点、この法案の基本的な考え方を問われました。

労働基準法の改正法案の基本的な考え方について、改正法案は、我が国経済社会の構造変化や働く人たちの働き方への期待、希望というものが多様化していることに対応し、議員が御指摘になり

ましたように、時代の要請にこたえて、労働者が意欲にあふれ安心して働くようにするための新たなルールを設け、その環境を整備しようとするものであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣伊吹文明君登壇)

○国務大臣(伊吹文明君) 五点のお尋ねがございました。

まず、時間外・休日労働、深夜労働についてお答えを申し上げます。

時間外労働につきましては、今回の改正案に盛り込まれておりますのは、次の三点でございます。

すなわち、労働時間の延長の限度に関する基準の根拠を労働基準法に設けること、三六協定の内容が基準に適合したものとなるようにしなければならぬ旨の義務を労使に課すこと、家庭責任を有する女性労働者については、柔軟な措置として、労働時間の延長の限度について通常の労働者よりも低い基準を設定することなどです。

また、深夜労働については、これに従事する労働者の就業環境整備、健康管理等のあり方を含め、広範な角度から引き続き検討を進め、適切に対処することとしております。

時間外・休日労働及び深夜労働の割り増し率につきましては、実態調査を見て審議会において検討が行われることとなっております。

次に、一年単位の變形労働時間制についてのお尋ねでございます。

今回の改正については、一定日数以上の休日の確保を要件とするほか、時間外労働の上限に関する基準を通常の場合よりも低い水準とするなど、

健康確保にも配慮しつつ、より効率的で張り詰めのきいた働き方を実現することにより、総実労働時間の短縮を図ることとしております。

三項目は、裁量労働制についてのお尋ねでございます。

改正法案では、対象業務を法律において限定した上、労働大臣が定める指針により運用の具体例を明確に示すとともに、対象労働者の範囲は法律及び指針に則し個々の事業所の労使委員会における全会一致の決議で定めることを要件とするなど、明確かつ適切なものとなるよう十分な措置を講じております。

また、長時間労働やこれによる健康への悪影響を防止するため、業務の遂行状況の把握や働き過ぎ防止、健康確保のための措置などを労使委員会における全会一致の決議で定め、実施することを要件としております。

さらに、労働組合が存在しないいわゆる中小企業等の事業所においても労使委員会が十分に機能できるよう、労働者代表の適正な選任を担保するための手続や決議、議事録の労働者への周知等について法令で明確にいたしているところでございます。

労働基準監督機関の体制整備について御指摘がございました。

これまでも必要な増員に努めてきたところでありましたが、今回の労働基準法の改正の実効性を御指摘のように担保するためには、今後関係機関とも協議し、厳しい行財政事情ではありますが、働く人一人一人のために適切な措置を講ずるよう私としては努力をいたしたいと思っております。

最後に、労働条件を向上させるための施策の遂行に当たっての決意についてのお尋ねがございました。

私は、我が国が国民の生き方、価値観の多様化、また国際化や少子・高齢化等大きな転換期にある中で、現在の平和で恵まれた暮らしを維持発展させていくには、何よりも働く方々が生きがいと自励の気概を持ち、持てる能力を十分に発揮し、経済社会を支えることができる環境をつくっていくことが長期的に大切であると考えております。

このため、労働者が健康で安心して生き生きと働くことができるよう労働条件や労働環境を整備していくことが重要であり、類に汗して働く一人一人の労働者のために、労働行政に全力を挙げて取り組みたいと思っております。また、そのような方々に対しましては、橋本内閣として常に対話の扉を開いておることを申し添えたいと思っております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
外務大臣 小淵 恵三君
厚生大臣 小泉純一郎君

農林水産大臣 島村 宣伸君
労働大臣 伊吹 文明君
出席政府委員
労働省労働基準局長 伊藤 庄平君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律
日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部

を改正する法律
防衛庁設置法等の一部を改正する法律
一、去る十七日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の通知書を受領した。
内閣閣第一〇五号
平成十年四月十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
天皇皇后両陛下の英国及びデンマーク国御訪問の御日程について
標記について、本日の閣議において別紙のとおり報告されたので、通知いたします。

(別紙)

天皇皇后両陛下の英国及びデンマーク国御訪問の御日程の概要

月 日	曜 日	御 程
五月二十三日	土	東京 御発 (フランクフルト(ドイツ国)経由)
五月二十四日	日	リスボン 御着(ポルトガル国お立ち寄り)
五月二十五日	月	同地御滞在 御発
五月二十六日	火	ロンドン 御着(英国)
五月二十七日	水	同地御滞在 御発
五月二十八日	木	同地御滞在 御着
五月二十九日	金	同地御滞在 御着
五月三十日	土	近郊御滞在 御着

五月三十一日	日	ロンドン	御発
		ビールン	御着(デンマーク国)
六月一日	月	同地	御発
六月二日	火	コペンハーゲン	御着
六月三日	水	同地御滞在	
六月四日	木	同地	御発
六月五日	金	東京	御着

(報告書及び文書受領)

一、去る十七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく平成九年度漁業の動向に関する年次報告
沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく平成十年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書

(政府委員承認)

一、昨二十日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。

科学技術庁科学技術政策局長事務代理 間宮 馨

(政府委員任命)

一、昨二十日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十日議長において承認した間宮馨を、同日第百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨二十日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あ

て、同日(科学技術庁科学技術政策局長)近藤隆彦の第百四十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨二十日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 松下 忠洋君(理事茂木敏充君昨二十日委員解任につきその補欠)

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

補欠

木部 佳昭君

中尾 栄一君

二階 俊博君

前島 秀行君

大石 秀政君

佐藤 剛男君

西川 太一郎君

北沢 清功君

大石 秀政君

佐藤 剛男君

西川 太一郎君

北沢 清功君

木部 佳昭君

中尾 栄一君

二階 俊博君

前島 秀行君

商工委員

辞任

野田 実君

青山 丘君

阪上 善秀君

三沢 淳君

建設委員

辞任

榊床 伸二君

中川 正春君

議院運営委員

辞任

江渡 聡徳君

新藤 義孝君

中野 正志君

佐藤 勉君

田中 和徳君

山口 泰明君

新藤 義孝君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

森田 健作君

八代 英太君

荒井 広幸君

今村 雅弘君

大蔵委員

辞任

中野 正志君

小池百合子君

西 博義君

石崎 岳君

補欠

阪上 善秀君

三沢 淳君

野田 実君

青山 丘君

補欠

中川 正春君

榊床 伸二君

補欠

佐藤 勉君

山口 泰明君

田中 和徳君

江渡 聡徳君

中野 正志君

新藤 義孝君

補欠

荒井 広幸君

今村 雅弘君

森田 健作君

八代 英太君

補欠

石崎 岳君

西 博義君

三沢 淳君

中野 正志君

厚生委員

辞任

江渡 聡徳君

松田 仁君

奥山 茂彦君

労働委員

辞任

白川 勝彦君

熊谷 和子君

建設委員

辞任

金子 満広君

熊谷 市雄君

河本 三郎君

河本 三郎君

河本 三郎君

河本 三郎君

河本 三郎君

安全保障委員

辞任

市川 雄一君

中野 清君

山崎 拓君

大石 秀政君

大石 秀政君

一、昨二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

茂木 敏充君

松本 忠洋君

（理事補欠選任）

一、去る十六日、行政改革に関する特別委員会に

において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 二田 孝治君（理事柳沢伯夫君去る三月十一日委員辞任につきその補欠）

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任

坂井 隆憲君

吉田六左門君

議院運営委員

辞任

熊谷 市雄君

小杉 隆君

松本 和那君

宮島 大典君

池田 元久君

田中 慶秋君

古川 元久君

安全保障委員

辞任

田中 和徳君

渡辺 博道君

生方 幸夫君

佐々木秀典君

石橋 大吉君

建設委員

辞任

坂上 富男君

岡部 英男君

下村 博文君

林 幹雄君

石毛 鑊子君 古川 元久君

菅 直人君 池田 元久君

高木 義明君 田中 慶秋君

石田幸四郎君 福島 豊君

（議案要領）

一、去る十七日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

保護司法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第九五号）

農林水産委員会 付託

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律案（内閣提出第三九号）

大規模小売店舗立地法案（内閣提出第四九号）

都市計画法の一部を改正する法律案（内閣提出第四七号）

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四八号）

国土利用計画法の一部を改正する法律案（内閣提出第八二号）

以上三件 建設委員会 付託

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十條を改正する議定書の締結について承認を求

めるの件(条約第四号)(参議院送付)

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十二年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(条約第一五号)

以上三件 外務委員会 付託

(議案通知書受領)

一、去る十七日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案

一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

零細企業に対する厚生年金保険の適用及び公的年金の信頼確保に関する質問主意書(石井啓一君提出)

子どもの国籍取得に関する質問主意書(保坂展人君提出)

(答弁書受領)

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員笹木竜三君提出公的年金の将来見通しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員福島豊君提出かいわれ大根の種子の安全性に関する質問に対する答弁書

平成十年三月二十七日提出
質問 第一九号

公的年金の将来見通しに関する質問主意書
提出者 笹木 竜三

公的年金の将来見通しに関する質問主意書
公的年金は、国民一人一人の老後の生活に直結する問題であり、次期年金制度改革に当たっては、国民の間で広く議論が行われ、国民的合意が形成されることが重要である。

厚生省では次期年金改革の議論の素材として、とで、「年金白書」において「5つの選択肢」を提示しております。そこでは様々な試算がなされておりますが、企業会計原則における「発生主義」に基づいた分析が欠けているように思われます。

したがって、次の事項について質問いたします。

一 平成八年度厚生保険特別会計年金勘定における実質的な収支は、約七兆円の赤字となっており、将来の年金支払いの額を勘案すると、つまり、「発生主義」の原則によるとどのような収支になるのか。「年金白書」における「5つの選択肢」ごとに具体的に数字をあげて明らかにしたい。

二 国民年金特別会計においても、一と同様に「発生主義」に基づくどのようなになるか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一四二第一九号
平成十年四月十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員笹木竜三君提出公的年金の将来見通しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員笹木竜三君提出公的年金の将来見通しに関する質問に対する答弁書

一について

厚生年金の財政運営は、将来支払われることとなる給付に必要な費用(基礎年金拠出金分を含む。以下「将来給付費用」という。)を賄うために、保険料を将来に向けて段階的に引き上げる方法(以下「段階保険料方式」という。)によって行われる。この方法による場合、通常将来給付費用のうち年金数値上過去の被保険者期間に対応して発生したとみなされる部分(以下「過去期間費用」という。)の財源については積立金及び国庫負担で不足する部分が生じることとなるが、この部分は将来の保険料収入により賄うことをあらかじめ予定しているものである。

御指摘の厚生年金の財政収支に関しては、平成九年十二月に、厚生省において、給付と負担の在り方に関する枠組みについての「年金改革・五つの選択肢」(以下「五つの選択肢」という。)

を公表したところである。五つの選択肢に示された五つの案のうち「A案 現行制度の給付設計を維持する案」の場合、平成十一年度末における過去期間費用の財源のうち将来の保険料収入により賄うことを予定した部分を一時金に換算した額は、約四百九十兆円と見込まれる。

五つの選択肢に示された五つの案のうち「B案 厚生年金保険料率を月収の三十パーセント以内にとどめる案」、「C案 厚生年金保険料率を年収(ボーナスを含む)の二十パーセント程度にとどめる案」及び「D案 厚生年金保険料率を現状程度に維持する案」の場合、それぞれの案は、最終的に到達する保険料がそれぞれの案で設定した水準にとどまるように将来にわたって各年度の給付に必要な費用(基礎年金拠出金分を含む。)の支出総額を抑制していくとしたときに、どの程度の抑制が必要となるのかを試算して示したものである。これらの案は、過去又は将来のどの被保険者期間に対応した給付をどの程度抑制するのかを特定しておらず、過去期間費用が確定しないことから、それぞれの案について、過去期間費用の財源のうち将来の保険料収入により賄うことを予定した部分を一時金に換算した額をお示しすることはできないものである。

五つの選択肢に示された五つの案のうち「E案 厚生年金の廃止(民営化)案」は、公的年金を基礎年金のみとする案であるが、この案において、厚生年金を廃止した後も従前の被保険者期間について現行制度と同じ水準の給付を支給すると仮定した場合、平成十一年度末における

過去期間費用の財源のうち国庫負担を除き積み立てられていない部分を一時金に換算した額は、約四百九十兆円と見込まれる。なお、この額から、厚生年金の廃止後に基礎年金を支給するために必要な費用の財源として確保されることとが予定される額を除いた額は、約三百五十兆円と見込まれる。

二について

国民年金の財政運営についても、厚生年金と同様、段階保険料方式によっており、現行制度の給付設計を維持することとして一について述べた厚生年金の場合と同様の考え方で試算すると、平成十一年度末における過去期間費用の財源のうち将来の保険料収入により賄うことを予定した部分を一時金に換算した額は、約五十兆円と見込まれる。

平成十年四月一日提出
質問 第二十一号

かいわれ大根の種子の安全性に関する質問主
意書

提出者 福島 豊

かいわれ大根の種子の安全性に関する質問
主意書

出血性大腸菌O157の集団感染は、平成八年に堺市での大規模な発生をはじめとして繰り返して発生しておりその予防が重要な課題である。堺市での集団感染の原因としては学校給食に食材として使用されたかいわれ大根が疑われ、これはまたかいわれ大根生産業者に対して大きな影響を与えた。さらに平成九年三月中旬をピークとして関東

南部及び東海地方において出血性大腸菌O157感染が多発し、疫学的な調査が行われかいわれ大根が原因であることが確認された。同調査に引き続き「目割れ大根種子の腸管出血性大腸菌O157汚染に関する研究調査班」が種子からの検出試験を行い本年三月三十日にその結果が報告された。結果によると種子から直接培養によって大腸菌O157を確認することができなかったが、遺伝子の検索ではO157抗原合成遺伝子ならびにVT遺伝子が確認され種子が大腸菌O157により汚染されていたと結論されている。以上の経過を踏まえ次の事項につき質問する。

1 農林水産省ならびに(社)日本施設園芸協会による「かいわれ大根生産衛生管理マニュアル」(以下「マニュアル」とする)と種子の検査は「同一ロット番号の原料種子から、少なくとも1検体を採取・検査」するとなっているが、調査班の調査結果のように遺伝子レベルで確認される汚染があるとするれば、この検査方式で、確実に汚染種子を確認できると考えるかどうか。

2 マニュアルによると、「現行の次亜塩素酸ナトリウムを用いた化学的殺菌法では十分な殺菌効果は期待できない」とされている。確実に汚染種子が排除できず、さらに確実に殺菌ができないとすれば、再び種子汚染に由来する大腸菌O157の集団感染が発生する可能性は否定できないと考えるがどのように認識しているか。

3 大腸菌O157集団感染の発生によりかいわれ大根生産業者は需要の激減から大きな損害を被っている。この度の調査結果は現状の需要低迷をさらに深刻化する可能性がある。政府としては今回の調査結果を踏まえ、早急に種子の安

全確認法・有効な消毒法の確立を進めるべきと考えるが、今後の政府の対応につきどのように考えているのか。
右質問する。

内閣衆質一四二第二号
平成十年四月十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿
内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議員福島豊君提出かいわれ大根の種子の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員福島豊君提出かいわれ大根の種子の安全性に関する質問に対する答弁書

1について

生産者が自主的な衛生管理を行うための指針として策定された「かいわれ大根生産衛生管理マニュアル」(平成八年十月十一日社団法人日本施設園芸協会策定。平成十年三月三十日改訂。以下「マニュアル」という。)における種子の検査方法は、遺伝子レベルでの検査により腸管出血性大腸菌O157(以下「O157」という。)の汚染を確認する方法ではないものの、衛生分野、生産分野等の専門家からなる委員会において策定された、現段階において種子検査の受託に係る検査機関が実施し得る最善の方法と考えられている。

加えて、マニュアルは、本年三月三十日に厚生省が公表した「平成九年三月に多発した腸管出血性大腸菌O157による食中毒等の汚染源に関する分析及び評価について」も踏まえ、種

子の消毒のために殺菌処理と十分な洗浄を行うこと及び浸種を流水方式により行うことが追加された内容となっており、かいわれ大根の種子の衛生管理対策の強化が図られている。

2について

マニュアルは、1について述べたとおり、種子の消毒のための措置等の追加を内容として改訂されているものであり、マニュアルに定められた衛生管理方法は、種子汚染に由来するO157の集団感染を予防するための生産面における現段階での最善の措置と考えている。

3について

マニュアルに定められたかいわれ大根の種子の検査法及び消毒法は、生産面における衛生管理方法として現段階における最善の措置と考えているが、農林水産省において、今後とも、かいわれ大根の種子の検査法及び消毒法に関する試験研究に積極的に取り組み、新たな知見が得られた場合には、これを踏まえてマニュアルの更なる改訂の指導を含め必要な措置を講じてまいる考えである。

農地法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成十年三月九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

農地法の一部を改正する法律

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二ヘクタールを」を「四ヘクタール」に改め、同項ただし書中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第三項中「ついで」を「付けて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。)に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第十條第三項に規定する農用地利用計画(以下単に「農用地利用計画」という。)において指定された用途に供するため農地以外のものにしてしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地を農地以外のものにしてしようとする場合

イ 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八條第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内にある農地

ロ イに掲げる農地以外の農地で、集团的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの(市街化調整区域(都市計画法第七條第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。)内にあつて政令で定める農地以外の農地にあつて

は、次に掲げる農地を除く。)

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの

(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの

二 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにしてしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することに より当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があることと認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他省令で定める事由により、申請に係る農地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにするにとにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしてしようとする場合において、その利用に供された後に

その土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき。

第五条第一項中「農地を除く」の下に。次項において同じ」を加え、「二ヘクタールを」を「四ヘクタール」に改め、同項ただし書中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三條第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三條第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合

イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集团的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの(市街化調整区域内にある農地又は採草放牧地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。)

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が

著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

二 前号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1)に掲げる農地を含む。)以外の農地を農地以外のものにするため第三條第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地(同号ロ(1)に掲げる採草放牧地を含む。)以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することに より当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

三 第三條第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにするにと又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにするにとにより、土砂の流出又は

崩壊その他の災害を発生させるおそれがある
と認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがある
と認められる場合

五 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合

六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第三條第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。

七 農地を採草放牧地にするため第三條第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同條第二項の規定により同條第一項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。

第七十三條第一項中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、同項ただし書中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

附則中「こえない」を「超えない」に改め、附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(農林水産大臣に対する協議)

2 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

一 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為(地域整備法の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする行為で第四條第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。)に係る同項の許可をしようとする場合

二 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三條第一項本文に掲げる権利を取得する行為(地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する行為で第五條第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。)に係る第五條第一項の許可をしようとする場合

三 同一の事業の用に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為を目的としてその農地について第三條第一項本文に掲げる権利を取得する場合(地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で第七十三條第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。)において、当該

事業の用に供するため第六十一條の規定により売り渡された土地等の権利を取得する行為に係る第七十三條第一項の許可をしようとするとき。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行前に改正前の第四條第一項、第五條第一項若しくは第七十三條第一項の規定又はこれらの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の第四條第一項、第五條第一項若しくは第七十三條第一項の規定又はこれらの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

地方分権の推進及び行政事務の基準の明確化を図るため、二ヘクタールを超え四ヘクタール以下の農地転用の許可権限を都道府県知事へ委譲するとともに、農地転用の許可基準を法定する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、地方分権推進委員会第一次勧告の指摘等を踏まえ、地方分権の推進を図るため、農地転用許可権限の一部を農林水産大臣から都道府県知事に委譲する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 二ヘクタールを超え四ヘクタール以下の農地転用の許可権限を農林水産大臣から都道府県知事に委譲すること。

2 農地転用の許可基準を法律上明確化すること。

3 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、農地転用許可における地方分権の推進及び行政事務の明確化を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十年四月十六日

農林水産委員長 北村 直人
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

農地法の一部を改正する法律案に対する附

帯決議

最近の我が国農業を取り巻く状況は、農業就業人口の減少と高齢化、農産物の輸入増大等に伴う食料自給率の低下、農地面積の減少等一層厳しさを増している。

こうした中で、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、二十一世紀に向け食料供給力の維持・確保と担い手の育成を図る上でその確保と有効利用は不可欠の課題となっている。

よって政府は、本法の施行等に当たり左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 本法に基づく農地転用許可制度や農業振興地域の整備に関する法律、地域整備関連の諸法律等の運用に当たっては、無秩序な開発の防止に努め、優良農地の確保に万全を期するよう厳正に対処すること。

二 農地転用許可基準の法定化については、関係者にその趣旨・内容を周知徹底するとともに、適正な運用が行われるよう指導すること。

右決議する。

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成十年三月六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日中両国について平成八年に発効した国連海洋法条約の趣旨を踏まえた新たな漁業秩序を日中間に確立するため、平成九年十一月十一日に東京で、漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
千九百七十二年九月二十九日に発出された日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明を想起し、
千九百七十五年八月十五日に署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定に基

づく関係を含む漁業の分野における伝統的な協力関係を考慮し、
千九百八十二年十二月十日に作成された海洋法

に関する国際連合条約の趣旨に沿った新しい漁業秩序を両国の間に確立し、共に関心を有する海洋生物資源を保存し及び合理的に利用し並びに海上における正常な操業の秩序を維持するため、
友好的な協議を経て、
次のとおり協定した。

第一条

この協定が適用される水域（以下「協定水域」という。）は、日本国の排他的経済水域及び中華人民共和国の排他的経済水域とする。

第二条

1 各締約国は、相互利益の原則に立つて、この協定及び自国の関係法令に従い、自国の排他的経済水域において他方の締約国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可する。

2 各締約国の権限のある当局は、この協定の附属書Ⅰの規定に基づき、他方の締約国の国民及び漁船に対し入漁に関する許可証を発給する。
当該権限のある当局は、許可証の発給に関し妥当な料金を徴収することができる。

3 各締約国の国民及び漁船は、他方の締約国の排他的経済水域において、この協定及び当該他方の締約国の関係法令に従って漁獲を行う。

第三条

各締約国は、自国の排他的経済水域における資源状況、自国の漁獲能力、伝統的な漁業活動及び相互人会の状況その他の関連する要因を考慮し、自国の排他的経済水域における他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲割当量、操業区域その他の操業の条件を毎年決定する。この決定は、第十一条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会における協議の結果を尊重して行われる。

第四条

1 各締約国は、自国の国民及び漁船が他方の締約国の排他的経済水域において漁獲を行うときは、この協定の規定及び他方の締約国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を遵守することを確保するために必要な措置をとる。

2 各締約国は、他方の締約国に対し、自国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件につき、遅滞なく通報を行う。

第五条

1 各締約国は、自国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を他方の締約国の国民及び漁船が遵守することを確保するため、国際法に従い、自国の排他的経済水域において、必要な措置をとることができる。

2 拿捕又は抑留された漁船及びその乗組員は、

適当な担保又はその他の保証の提供の後に速やかに釈放される。

3 各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の漁船及びその乗組員を拿捕し又は抑留した場合には、とられた措置及びその後科された罰について、適当な経路を通じて他方の締約国に速やかに通報する。

第六条

第二条から前条までの規定は、協定水域のうちの(a)及び(b)の水域を除く部分について適用する。

(a) 第七条1に定める水域

(b) 北緯二十一度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経百二十五度三十分以西の協定水域(南海における中華人民共和国の排他的経済水域を除く。)

第七条

1 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれる水域(以下「暫定措置水域」という。)

(a) 北緯三十度四十分、東経百二十四度十分の点

(b) 北緯三十度、東経百二十三度五十六・四分の点

(c) 北緯二十九度、東経百二十三度二十五・五分の点

(d) 北緯二十八度、東経百二十二度四十七・九分の点

(e) 北緯二十七度、東経百二十一度五十七・四分の点

(f) 北緯二十七度、東経百二十五度五十八・三分の点

(g) 北緯二十八度、東経百二十七度十五・一分の点

(h) 北緯二十九度、東経百二十八度零・九分の点

(i) 北緯三十度、東経百二十八度三十二・二分の点

(j) 北緯三十度四十分、東経百二十八度二十六・一分の点

(k) 北緯三十度四十分、東経百二十四度十分の点

2 両締約国は、第十一条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会における決定に従い、暫定措置水域において、各締約国の伝統的な漁業活動への影響を考慮しつつ、海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保するため、適当な保存措置及び量的な管理措置をとる。

3 各締約国は、暫定措置水域において漁獲を行う自国の国民及び漁船に対し、取締りその他の必要な措置をとる。各締約国は、当該水域において漁獲を行う他方の締約国の国民及び漁船に

対し、取締りその他の措置をとらない。ただし、一方の締約国は、他方の締約国の国民及び漁船が第十一条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会が決定する操業についての規制に違反していることを発見した場合には、その事実につき当該国民及び漁船の注意を喚起するとともに、当該他方の締約国に対し、その事実及び関連する状況を通報することができる。当該他方の締約国は、その通報を尊重して必要な措置をとった後、その結果を当該一方の締約国に対して通報する。

第八条

各締約国は、自国の国民及び漁船に対し、航行及び操業の安全の確保、海上における正常な操業の秩序の維持並びに海上における事故の円滑かつ迅速な処理のため、指導その他の必要な措置をとる。

第九条

1 いずれか一方の締約国の国民及び漁船が他方の締約国の沿岸において海難その他の緊急事態に遭遇した場合には、他方の締約国は、できる限りの援助及び保護を与え、同時に、当該一方の締約国の関係当局にこれらに関する状況を速やかに通報する。

2 いずれか一方の締約国の国民及び漁船は、荒天その他の緊急事態のため避難する必要がある場合には、この協定の附属書IIの規定に従って

他方の締約国の関係当局に連絡した後、当該他方の締約国の港等に避難することができる。この場合において、当該国民及び漁船は、当該他方の締約国の関係法令及び関係当局の指示に従わなければならない。

第十条

両締約国は、漁業に関する科学的研究及び海洋生物資源の保存のための協力を行う。

第十一条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、日中漁業共同委員会(以下「漁業委員会」という。)を設置する。漁業委員会は、両締約国の政府が任命するそれぞれ二人の委員で構成する。

2 漁業委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 第三条の規定に関する事項及び第六条(b)の水域に関する事項について協議し、各締約国の政府に勧告する。これらの協議を行う事項には、次のものが含まれる。

(a) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲割当量その他の具体的な操業の条件に関する事項

(b) 操業の秩序の維持に関する事項

(c) 海洋生物資源の状況及び保存に関する事項

(d) 両締約国間の漁業についての協力に関する事項

(2) 第七条の規定に関する事項について協議し、決定する。

(3) 必要に応じ、この協定の附属書の修正に関し、両締約国の政府に勧告する。

(4) この協定の実施状況その他のこの協定に関する事項について検討する。

3 漁業委員会のすべての勧告及び決定は、双方の委員の合意によってのみ行う。

4 両締約国の政府は、2(1)の勧告を尊重し及び2(2)の決定に従って必要な措置をとる。

5 漁業委員会は、毎年一回、日本国又は中華人民共和国で交互に会合する。漁業委員会は、必要に応じ、両締約国の間の合意により臨時に会合することができる。

第十二条

この協定のいかなる規定も、海洋法に関する諸問題についての両締約国のそれぞれの立場を害するものとみなしてはならない。

第十三条

1 この協定の附属書(2の規定に従って修正された後の附属書を含む)は、この協定の不可分の一部を構成する。

2 両締約国の政府は、文書による合意により、この協定の附属書を修正することができる。

第十四条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上

必要とされる手続がそれぞれの国において完了した後、両締約国の政府の間の公文の交換によつて合意される日に効力を生ずる。この協定は、五年間効力を有する。その後は、2の規定に従つてこの協定が終了するまで効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、六箇月前に文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 千九百七十五年八月十五日に署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定は、この協定の効力発生の日により失効を失う。

千九百九十七年十一月十一日に東京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小淵恵三

中華人民共和国政府のために

徐敦信

附属書I

各締約国は、この協定の第二条2の規定に基づき、許可に関する次の措置をとる。

1 各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局からこの協定の第三条に規定する決定についての書面による通報を受領した後、当該他方の締約国の権限のある当局に対し、当該他方の締約国の排他的経済水域において漁獲を行うことを希望する自国の国民及び漁船に対する許可証の発給のための申請を行う。当該他方の締約国の権限のある当局は、この協定及び自国の関係法令に従つて、この許可証の発給を行う。

2 各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局に対し、入漁に関する手続規則(許可証の申請及び発給、漁獲に関する情報の提出、漁船の標識並びに操業日誌の記載に関する手続規則を含む)を書面により通報する。

3 許可を受けた漁船は、許可証を操舵室の見やすい場所に掲示し、他方の締約国の定める漁船の標識を明確に表示しなければならない。

附属書II

この協定の第九条2の規定の実施に関しては、次に定めるところによる。

1 日本国政府が指定する連絡先は、避難する港等を管轄する海上保安庁の各管区海上保安本部とする。中華人民共和国政府が指定する連絡先は、関係港を管轄する港務監督部門とする。

2 具体的な連絡方法については、この協定の第

十一条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会において相互に通報する。

3 一方の締約国の漁船が他方の締約国の指定する連絡先に連絡する内容は次のとおりとする。

船名、識別信号、現在位置(緯度、経度)、船籍港、総トン数及び全長、船長の氏名、乗組員数、避難の理由、避難を求める目的地、到着予定時刻並びに通信連絡の方法

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の目的及び要旨

我が国と中国との漁業関係は、これまで昭和五十年に締結された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定(以下「現行協定」という)の下で維持されているが、今般、日中両国について平成八年に発効した国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、原則として沿岸国が自国の排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことを基本とした新たな漁業秩序を日中間に確立するため、本協定を締結することとなり、両国間の累次の協議を経て、平成九年十一月十一日東京で本協定の署名が行われた。

本協定は、基本的に旗国主義に基づいた管理措置をとっている現行協定に代わる新たな日中間の漁業協定であり、その主な内容は次のとおりである。

平成十年四月二十一日 衆議院會議録第三十一号

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
 漁法の一部を改正する法律案及び同報告書

中小企業退職金共

二四

1 この協定が適用される水域(以下「協定水域」という。)は、両締約国の排他的経済水域とする。

2 各締約国は、相互利益の原則に立って、自国の排他的経済水域において他方の締約国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可すること。

3 各締約国は、自国の排他的経済水域における他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲割当量、操業区域その他の操業の条件を毎年決定すること。

4 各締約国は、自国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を他方の締約国の国民及び漁船が遵守することを確保するために、国際法に従い、自国の排他的経済水域において、必要な措置をとることができること。

5 2から4までの規定は、協定水域のうち、北緯三十度四十分及び北緯二十七度の間の日中西国の概ね距岸五十二海里の各緯度線上の点で囲まれた水域(以下「暫定措置水域」という。)並びに北緯二十七度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経百二十五度三十分以西の協定水域(南海における中国の排他的経済水域を除く。)を除く部分について適用すること。

6 両締約国は、暫定措置水域において、海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされ

れないことを確保するため、適当な保存措置及び量的な管理措置をとること。

7 暫定措置水域における取締りは旗国により行われるが、他方の締約国の国民及び漁船の操業規制違反については注意喚起等を行うことができること。

8 両締約国は、この協定の目的を達成するため、日中漁業共同委員会を設置し、同委員会は、暫定措置水域を除く協定水域に関する事項について協議し、各締約国の政府に勧告を行うとともに、暫定措置水域における海洋生物資源の管理措置等について決定すること。

なお、本協定の不可分の一部を成す附属書Iは、他方の締約国の国民及び漁船が自国の排他的経済水域に入漁する場合に必要な許可証の発給手続等について、また、附属書IIは、荒天その他の緊急事態のため避難する必要がある場合の連絡先等について規定している。

本協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了した後、両締約国の政府の間の公文の交換によって合意される日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、原則として沿岸国

が資源管理を行う漁業秩序を確立するとともに、今後日中間の安定した漁業関係の基礎となることが期待されるとの見地から有意義であるとの認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成十年四月十七日

外務委員長 中馬 弘毅

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十二條により送付する。

平成十年四月三日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

律

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 雑則(第二十二條―第二十三條)」を「第五節 他の退職金共済制度に係る退職金」を「第六節 雑則(第二十二條―第二十三條)金相当額の受入れ等(第二十一條の五・第二十一條の六)」に改める。

第六條を次のように改める。

(契約の申込み)
 第六條 中小企業者は、その雇用する従業員の意に反して当該従業員を被共済者とする退職金共済契約の申込みを行つてはならない。

2 中小企業者は、退職金共済契約の申込みをするときは、当該退職金共済契約の被共済者となる者の氏名及び掛金月額を明らかにしなければならない。

第十條の三第一項中「退職金」の下に「の全部又は一部」を加え、同項に次の一号を加える。

三 被共済者が退職金の一部を分割払の方法により支給することを請求した場合において、次項に規定する分割払対象額が労働省令で定める金額未満であるとき又は当該退職金の全額から同項に規定する分割払対象額を減じた額が労働省令で定める金額未満であると

第十條の三第四項中「額」を「額(退職金の一部について分割払の方法により支給する場合にあつては、分割払対象額)」に改め、同項第一号中「千分の五十六」を「千分の五十四」に改め、同項第二号中「千分の三十一・一」を「千分の二十九」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定に基づき退職金の一部を分割払の方法により支給することとした場合においては、当該退職金の全額から分割払対象額を減じた額を一時金として支給する。

第十條の三中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 被共済者が退職金の一部について分割払の方法により支給を受けようとする場合における前項の請求は、当該分割払の方法により支給を受けようとする退職金の一部の額(以下この条において「分割払対象額」という。)を定めてしなければならない。

第十條の四第一項中「退職金」の下に「の全部又は一部」を加える。

第十四條中「被共済者」とを「被共済者(当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第二十一條の六第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。)」に改める。

第十八條第一項中「翌月末日」の下に「(退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分の掛金にあつては、翌々月末日)」を加える。

第二十一條の三第一項中「翌月末日」の下に「(退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分の過去勤務掛金にあつては、翌々月末日)」を加える。

第二十一條の四第一項第二号中「四十九・四又は六十七」を「四十八・九又は六十四・六」に改め、同條第二項第二号ハ中「年四・五パーセント」を「年三・パーセント」に改める。

第二十二條の二第一項及び第二十三條中「若しくは申込金」を削る。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等

(退職金相当額の受入れ等)

第二十一條の五 機構は、退職金共済事業を行う団体であつて労働省令で定めるものの間で、当該団体が行う退職金共済に関する制度に基づきその退職につき退職金の支給を受けることができる者(当該退職をした者に限る。)が申し出たときはその者に係る退職金に相当する額を当該団体から機構に引き渡すことその他労働省令で定める事項を約する契約を締結している場合において、当該退職をした者が退職後労働省令で定める期間内に、当該退職金を請求しないで退職金共済契約の被共済者となり、かつ、労働省令で定めるところにより申出をしたときは、当該団体との契約で定めるところによつて当該団体から引き渡される当該退職金に相当する額を受け入れるものとする。

2 機構が前項の受入れをした場合において、同項の退職金共済契約の被共済者となつた者が退職したときは、次に定めるところにより、退職金を支給する。

一 第十條第一項ただし書の規定は、適用しない。

二 退職金の額は、第十條第二項の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる掛金納付月数との区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。

イ 十一月以下 当該受入れをした日の属する月の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間につき、当該受入れに係る金額に対し、年三パーセントに労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該受入れをした日の属する月に当該被共済者となつた者が退職したときは、当該受入れに係る金額。ロにおいて「計算後受入金額」という。)

ロ 十二月以上 第十條第二項の規定により算定した額に計算後受入金額を加算した額

3 機構が第一項の受入れをした場合において、同項の被共済者となつた者に係る退職金共済契約が解除されたときは、次に定めるところにより、解約手当金を支給する。

一 第十三條第三項の規定は、適用しない。

二 解約手当金の額は、前項第二号の規定の例により計算して得た額とする。

4 過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約の被共済者のうち、その者について機構が第一項の受入れをしたものに対する前条の規定の適用については、同條第一項中「第十條第二項の規定にかかわらず」とあるのは「第十條第二項及び次条第二項第二号の規定にかかわらず」と、同項第一号中「第十條第二項第一号を除く。」とあり、及び同項第二号中「第十條第二

項」とあるのは「次条第二項第二号」と、同條第二項第二号中「第十條第二項」とあるのは「第十條第二項及び次条第二項第二号」と、同号イ中「納付された過去勤務掛金の総額」とあるのは「次条第二項第二号イに規定する計算後受入金額に納付された過去勤務掛金の総額を加算した額」と、同号ロ及びハ中「第十條第二項」とあるのは「次条第二項第二号」とする。

(退職金相当額の引渡し等)

第二十一條の六 機構は、退職金共済事業を行う団体であつて労働省令で定めるものの間で、その退職につき退職金共済契約により退職金の支給を受けることができる者(当該退職をした者に限る。)が申し出たときはその者に係る退職金に相当する額を機構から当該団体に引き渡すことその他労働省令で定める事項を約する契約を締結している場合において、当該退職をした者が退職後労働省令で定める期間内に、当該退職金を請求しないで当該団体が行う退職金共済に関する制度に基づき退職金の支給を受けるべき者となり、かつ、労働省令で定めるところにより申出をしたときは、当該団体との契約で定めるところによつて当該退職金共済契約による退職金に相当する額の範囲内の金額で労働省令で定める金額を、当該団体に引き渡すものとする。

2 機構は、前項の規定により引き渡す金額が同項の退職金共済契約による退職金に相当する額

平成十年四月二十一日 衆議院會議録第三十一号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

に満たないときは、その差額を当該被共済者に支給するものとする。

第四十四条第一項第一号中「被共済者」とを「被共済者(当該請求をしたとした場合にその者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第二十一条の六第一項の規定により同項

に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。）」に改める。

第六十九条第一項第二号中「申込金並びにを削る。

別表第二から別表第四までを次のように改める。

別表第二(第十条関係)

月	数	金 額
四月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額	
四月	四三、一〇〇円	
四月	四四、二〇〇円	
四月	四五、三〇〇円	
四月	四六、四〇〇円	
四月	四七、五〇〇円	
四月	四八、六〇〇円	
四月	四九、七〇〇円	
五月	五〇、八〇〇円	
五月	五一、〇〇〇円	
五月	五二、二〇〇円	
五月	五三、四〇〇円	
五月	五四、六〇〇円	
五月	五五、八〇〇円	
五月	五六、〇〇〇円	
五月	五七、二〇〇円	
五月	五八、四〇〇円	
五月	五九、六〇〇円	
五月	六〇、八〇〇円	
五月	六一、〇〇〇円	
五月	六二、二〇〇円	
五月	六三、四〇〇円	
五月	六四、六〇〇円	
五月	六五、八〇〇円	
五月	六六、〇〇〇円	

六三月	六七、四〇〇円
六四月	六八、八〇〇円
六五月	七〇、二〇〇円
六六月	七一、六〇〇円
六七月	七二、八〇〇円
六八月	七四、〇〇〇円
六九月	七五、二〇〇円
七〇月	七六、四〇〇円
七一月	七七、六〇〇円
七二月	七八、八〇〇円
七三月	八〇、〇〇〇円
七四月	八一、二〇〇円
七五月	八二、四〇〇円
七六月	八三、六〇〇円
七七月	八四、八〇〇円
七八月	八六、〇〇〇円
七九月	八七、二〇〇円
八〇月	八八、四〇〇円
八一月	八九、六〇〇円
八二月	九〇、八〇〇円
八三月	九一、一〇〇円
八四月	九三、四〇〇円
八五月	九四、七〇〇円
八六月	九六、〇〇〇円
八七月	九七、二〇〇円
八八月	九八、四〇〇円
八九月	九九、六〇〇円
九〇月	一〇〇、八〇〇円

一二月	一〇二、〇〇〇円
九二月	一〇三、二〇〇円
九三月	一〇四、五〇〇円
九四月	一〇五、八〇〇円
九五月	一〇七、一〇〇円
九六月	一〇八、四〇〇円
九七月	一〇九、七〇〇円
九八月	一一一、〇〇〇円
九九月	一一二、三〇〇円
一〇月	一一三、六〇〇円
一〇月	一一四、九〇〇円
一〇月	一一六、二〇〇円
一〇月	一一七、五〇〇円
一〇月	一一八、八〇〇円
一〇月	一二〇、一〇〇円
一〇月	一二一、四〇〇円
一〇月	一二二、七〇〇円
一〇月	一二四、〇〇〇円
一〇月	一二五、四〇〇円
一〇月	一二六、八〇〇円
一〇月	一二八、二〇〇円
一〇月	一二九、六〇〇円
一〇月	一三一、〇〇〇円
一〇月	一三一、四〇〇円
一〇月	一三三、八〇〇円
一〇月	一三五、二〇〇円
一〇月	一三六、六〇〇円
一〇月	一三八、〇〇〇円

一二月	一三九、四〇〇円
一二月	一四〇、八〇〇円
一二月	一四二、一〇〇円
一二月	一四三、四〇〇円
一二月	一四四、七〇〇円
一二月	一四六、〇〇〇円
一二月	一四七、三〇〇円
一二月	一四八、六〇〇円
一二月	一五〇、〇〇〇円
一二月	一五一、四〇〇円
一二月	一五二、八〇〇円
一二月	一五四、二〇〇円
一二月	一五五、六〇〇円
一二月	一五七、〇〇〇円
一二月	一五八、四〇〇円
一二月	一五九、八〇〇円
一二月	一六一、二〇〇円
一二月	一六二、六〇〇円
一二月	一六四、〇〇〇円
一二月	一六五、四〇〇円
一二月	一六六、八〇〇円
一二月	一六八、二〇〇円
一二月	一六九、六〇〇円
一二月	一七一、〇〇〇円
一二月	一七三、四〇〇円
一二月	一七五、八〇〇円
一二月	一七六、六〇〇円

一七四月	一七三月	一七二月	一七一月	一七〇月	一六九月	一六八月	一六七月	一六六月	一六五月	一六四月	一六三月	一六二月	一六一月	一六〇月	一五九月	一五八月	一五七月	一五六月	一五五月	一五四月	一五三月	一五二月	一五一月	一五〇月	一四九月	一四八月	一四七月
二二九、四〇〇円	二二七、八〇〇円	二二六、二〇〇円	二二四、六〇〇円	二二三、〇〇〇円	二二一、四〇〇円	二一九、八〇〇円	二一八、二〇〇円	二一六、六〇〇円	二一五、一〇〇円	二一三、六〇〇円	二一二、一〇〇円	二一〇、六〇〇円	一九九、一〇〇円	一九七、六〇〇円	一九六、一〇〇円	一九四、六〇〇円	一九三、一〇〇円	一九一、六〇〇円	一九〇、一〇〇円	一八八、六〇〇円	一八七、一〇〇円	一八五、六〇〇円	一八四、一〇〇円	一八二、六〇〇円	一八一、一〇〇円	一七九、六〇〇円	一七八、一〇〇円

二〇二月	二〇一月	二〇〇月	一九九月	一九八月	一九七月	一九六月	一九五月	一九四月	一九三月	一九二月	一九一月	一九〇月	一八九月	一八八月	一八七月	一八六月	一八五月	一八四月	一八三月	一八二月	一八一月	一八〇月	一七九月	一七八月	一七七月	一七六月	一七五月
二六四、二〇〇円	二六二、五〇〇円	二六〇、八〇〇円	二五九、二〇〇円	二五七、六〇〇円	二五六、〇〇〇円	二五四、四〇〇円	二五二、八〇〇円	二五一、二〇〇円	二四九、六〇〇円	二四八、〇〇〇円	二四六、四〇〇円	二四四、八〇〇円	二四三、二〇〇円	二四一、六〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二三八、四〇〇円	二三六、八〇〇円	二三五、二〇〇円	二三三、六〇〇円	二三一、〇〇〇円	二三〇、五〇〇円	二二九、〇〇〇円	二二七、四〇〇円	二二五、八〇〇円	二二四、二〇〇円	二二二、六〇〇円	二二一、〇〇〇円

二〇三月	二六五、九〇〇円	二三月	三二四、〇〇〇円
二〇四月	二六七、六〇〇円	二三月	三二五、八〇〇円
二〇五月	二六九、三〇〇円	二三月	三二七、六〇〇円
二〇六月	二七一、〇〇〇円	二三月	三二九、四〇〇円
二〇七月	二七三、七〇〇円	二三月	三三一、二〇〇円
二〇八月	二七四、四〇〇円	二三月	三三三、〇〇〇円
二〇九月	二七六、一〇〇円	二三月	三三四、八〇〇円
二〇月	二七七、八〇〇円	二三月	三三六、六〇〇円
二一月	二七九、五〇〇円	二三月	三三八、四〇〇円
二二月	二八一、二〇〇円	二三月	三三〇、二〇〇円
二三月	二八二、九〇〇円	二三月	三三二、〇〇〇円
二四月	二八四、六〇〇円	二三月	三三三、八〇〇円
二五月	二八六、三〇〇円	二三月	三三五、六〇〇円
二六月	二八八、〇〇〇円	二三月	三三七、四〇〇円
二七月	二八九、七〇〇円	二三月	三三九、二〇〇円
二八月	二九一、四〇〇円	二三月	三四一、〇〇〇円
二九月	二九三、一〇〇円	二三月	三四二、八〇〇円
二〇月	二九四、八〇〇円	二三月	三四四、六〇〇円
二一月	二九六、五〇〇円	二三月	三四六、四〇〇円
二二月	二九八、二〇〇円	二三月	三四八、二〇〇円
二三月	二九九、九〇〇円	二三月	三五〇、〇〇〇円
二四月	三〇一、六〇〇円	二三月	三五二、〇〇〇円
二五月	三〇三、三〇〇円	二三月	三五三、九〇〇円
二六月	三〇五、〇〇〇円	二三月	三五五、八〇〇円
二七月	三〇六、八〇〇円	二三月	三五七、七〇〇円
二八月	三〇八、六〇〇円	二三月	三五九、六〇〇円
二九月	三一〇、四〇〇円	二三月	三六一、五〇〇円
二〇月	三一二、二〇〇円	二三月	三六三、四〇〇円

二五九月	三六五、三〇〇円
二六〇月	三六七、二〇〇円
二六一月	三六九、一〇〇円
二六二月	三七一、〇〇〇円
二六三月	三七三、九〇〇円
二六四月	三七四、八〇〇円
二六五月	三七六、七〇〇円
二六六月	三七八、六〇〇円
二六七月	三八〇、五〇〇円
二六八月	三八二、四〇〇円
二六九月	三八四、四〇〇円
二七〇月	三八六、四〇〇円
二七一月	三八八、四〇〇円
二七二月	三九〇、四〇〇円
二七三月	三九二、四〇〇円
二七四月	三九四、四〇〇円
二七五月	三九六、四〇〇円
二七六月	三九八、四〇〇円
二七七月	四〇〇、四〇〇円
二七八月	四〇二、四〇〇円
二七九月	四〇四、四〇〇円
二八〇月	四〇六、四〇〇円
二八一月	四〇八、四〇〇円
二八二月	四一〇、四〇〇円
二八三月	四一二、四〇〇円
二八四月	四一四、四〇〇円
二八五月	四一六、四〇〇円
二八六月	四一八、四〇〇円

二八七月	四二〇、四〇〇円
二八八月	四二二、四〇〇円
二八九月	四二四、四〇〇円
二九〇月	四二六、四〇〇円
二九一月	四二八、五〇〇円
二九二月	四三〇、六〇〇円
二九三月	四三二、七〇〇円
二九四月	四三四、八〇〇円
二九五月	四三六、九〇〇円
二九六月	四三九、〇〇〇円
二九七月	四四一、一〇〇円
二九八月	四四三、二〇〇円
二九九月	四四五、三〇〇円
三〇〇月	四四七、四〇〇円
三〇一月	四四九、五〇〇円
三〇二月	四五一、六〇〇円
三〇三月	四五三、七〇〇円
三〇四月	四五五、八〇〇円
三〇五月	四五七、九〇〇円
三〇六月	四六〇、〇〇〇円
三〇七月	四六一、一〇〇円
三〇八月	四六四、二〇〇円
三〇九月	四六六、三〇〇円
三一〇月	四六八、四〇〇円
三一一月	四七〇、五〇〇円
三一二月	四七二、六〇〇円
三一三月	四七四、八〇〇円
三一四月	四七七、〇〇〇円

官 報 (号 外)

平成十年四月二十一日 衆議院會議録第三十一号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

三四月	五三九、八〇〇円
三四月	五三七、五〇〇円
三四月	五三五、二〇〇円
三四月	五三三、九〇〇円
三四月	五三〇、六〇〇円
三四月	五二八、三〇〇円
三四月	五二六、〇〇〇円
三四月	五二四、七〇〇円
三四月	五二二、四〇〇円
三四月	五二〇、一〇〇円
三四月	五一八、八〇〇円
三四月	五一六、五〇〇円
三四月	五一四、二〇〇円
三四月	五一二、〇〇〇円
三四月	五一〇、〇〇〇円
三四月	五〇八、八〇〇円
三四月	五〇六、六〇〇円
三四月	五〇四、四〇〇円
三四月	五〇二、二〇〇円
三四月	四九九、〇〇〇円
三四月	四九六、八〇〇円
三四月	四九四、六〇〇円
三四月	四九二、四〇〇円
三四月	四九〇、二〇〇円
三四月	四八八、〇〇〇円
三四月	四八五、八〇〇円
三四月	四八三、六〇〇円
三四月	四八一、四〇〇円
三四月	四七九、二〇〇円

三四月	五四二、一〇〇円
三四月	五四四、四〇〇円
三四月	五四六、七〇〇円
三四月	五四九、〇〇〇円
三四月	五五一、三〇〇円
三四月	五五三、六〇〇円
三四月	五五五、九〇〇円
三四月	五五八、二〇〇円
三四月	五六〇、五〇〇円
三四月	五六二、八〇〇円
三四月	五六五、一〇〇円
三四月	五六七、四〇〇円
三四月	五六九、七〇〇円
三四月	五七二、〇〇〇円
三四月	五七四、三〇〇円
三四月	五七六、六〇〇円
三四月	五七九、〇〇〇円
三四月	五八一、三〇〇円
三四月	五八四、六〇〇円
三四月	五八七、〇〇〇円
三四月	五九〇、三〇〇円
三四月	五九二、六〇〇円
三四月	五九四、九〇〇円
三四月	五九七、二〇〇円
三四月	五九九、五〇〇円
三四月	六〇一、八〇〇円
三四月	六〇四、一〇〇円
三四月	六〇六、四〇〇円
三四月	六〇八、七〇〇円
三四月	六一〇、〇〇〇円

三九八月	六七八、六〇〇円
三九七月	六七五、九〇〇円
三九六月	六七三、二〇〇円
三九五月	六七〇、六〇〇円
三九四月	六六八、〇〇〇円
三九三月	六六五、四〇〇円
三九二月	六六二、八〇〇円
三九一月	六六〇、二〇〇円
三九〇月	六五七、六〇〇円
三八九月	六五五、〇〇〇円
三八八月	六五二、四〇〇円
三八七月	六四九、八〇〇円
三八六月	六四七、二〇〇円
三八五月	六四四、六〇〇円
三八四月	六四二、〇〇〇円
三八三月	六三九、五〇〇円
三八二月	六三七、〇〇〇円
三八一月	六三四、五〇〇円
三八〇月	六三一、〇〇〇円
三七九月	六二九、五〇〇円
三七八月	六二七、〇〇〇円
三七七月	六二四、五〇〇円
三七六月	六二二、〇〇〇円
三七五月	六一九、五〇〇円
三七四月	六一七、〇〇〇円
三七三月	六一四、五〇〇円
三七二月	六一二、〇〇〇円
三七一月	六〇九、五〇〇円

四二六月	七五五、四〇〇円
四二五月	七五二、六〇〇円
四二四月	七四九、八〇〇円
四二三月	七四七、〇〇〇円
四二二月	七四四、二〇〇円
四二一月	七四一、四〇〇円
四二〇月	七三八、六〇〇円
四一九月	七三五、八〇〇円
四一八月	七三三、〇〇〇円
四一七月	七三〇、二〇〇円
四一六月	七二七、四〇〇円
四一五月	七二四、六〇〇円
四一四月	七二一、八〇〇円
四一三月	七一九、一〇〇円
四一二月	七一六、四〇〇円
四一一月	七一三、七〇〇円
四一〇月	七一〇、〇〇〇円
四〇九月	七〇八、三〇〇円
四〇八月	七〇五、六〇〇円
四〇七月	七〇三、九〇〇円
四〇六月	七〇〇、二〇〇円
四〇五月	六九七、五〇〇円
四〇四月	六九四、八〇〇円
四〇三月	六九二、一〇〇円
四〇二月	六八九、四〇〇円
四〇一月	六八六、七〇〇円
四〇〇月	六八四、〇〇〇円
三九九月	六八一、三〇〇円

官 報 (号 外)

平成十年四月二十一日 衆議院會議録第三十一号 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

四二七月	七五八、二〇〇円	四五五月	八四〇、六〇〇円
四二八月	七六一、〇〇〇円	四五六月	八四三、六〇〇円
四二九月	七六三、九〇〇円	四五七月	八四六、七〇〇円
四三〇月	七六六、八〇〇円	四五八月	八四九、八〇〇円
四三一月	七六九、七〇〇円	四五九月	八五二、九〇〇円
四三二月	七七二、六〇〇円	四六〇月	八五六、〇〇〇円
四三三月	七七五、五〇〇円	四六一月	八五九、一〇〇円
四三四月	七七八、四〇〇円	四六二月	八六二、二〇〇円
四三五月	七八一、三〇〇円	四六三月	八六五、三〇〇円
四三六月	七八四、二〇〇円	四六四月	八六八、四〇〇円
四三七月	七八七、一〇〇円	四六五月	八七一、五〇〇円
四三八月	七九〇、〇〇〇円	四六六月	八七四、六〇〇円
四三九月	七九二、九〇〇円	四六七月	八七七、七〇〇円
四四〇月	七九五、八〇〇円	四六八月	八八〇、八〇〇円
四四一月	七九八、七〇〇円	四六九月	八八四、〇〇〇円
四四二月	八〇一、六〇〇円	四七〇月	八八七、二〇〇円
四四三月	八〇四、六〇〇円	四七一月	八九〇、四〇〇円
四四四月	八〇七、六〇〇円	四七二月	八九三、六〇〇円
四四五月	八一〇、六〇〇円	四七三月	八九六、八〇〇円
四四六月	八一三、六〇〇円	四七四月	九〇〇、〇〇〇円
四四七月	八一六、六〇〇円	四七五月	九〇三、二〇〇円
四四八月	八一九、六〇〇円	四七六月	九〇六、四〇〇円
四四九月	八二二、六〇〇円	四七七月	九〇九、六〇〇円
四五〇月	八二五、六〇〇円	四七八月	九一二、八〇〇円
四五一月	八二八、六〇〇円	四七九月	九一六、六〇〇円
四五二月	八三一、六〇〇円	四八〇月	九一九、二〇〇円
四五三月	八三四、六〇〇円	四八一月	九二二、四〇〇円
四五四月	八三七、六〇〇円	四八二月	九二五、六〇〇円

五〇月	五〇九月	五〇八月	五〇七月	五〇六月	五〇五月	五〇四月	五〇三月	五〇二月	五〇一月	五〇〇月	四九九月	四九八月	四九七月	四九六月	四九五月	四九四月	四九三月	四九二月	四九一月	四九〇月	四八九月	四八八月	四八七月	四八六月	四八五月	四八四月	四八三月
一、〇二〇、〇〇〇円	一、〇一六、五〇〇円	一、〇一三、〇〇〇円	一、〇〇九、五〇〇円	一、〇〇六、〇〇〇円	一、〇〇二、六〇〇円	九九九、二〇〇円	九九五、八〇〇円	九九二、四〇〇円	九八九、〇〇〇円	九八五、六〇〇円	九八二、二〇〇円	九七八、八〇〇円	九七五、四〇〇円	九七二、〇〇〇円	九六八、六〇〇円	九六五、二〇〇円	九六一、九〇〇円	九五八、六〇〇円	九五五、三〇〇円	九五二、〇〇〇円	九四八、七〇〇円	九四五、四〇〇円	九四二、一〇〇円	九三八、八〇〇円	九三五、五〇〇円	九三一、二〇〇円	九二八、九〇〇円
五三八月	五三七月	五三六月	五三五月	五三四月	五三三月	五三二月	五三一月	五三〇月	五二九月	五二八月	五二七月	五二六月	五二五月	五二四月	五二三月	五二二月	五二一月	五二〇月	五一九月	五一八月	五一七月	五一六月	五一五月	五一四月	五一三月	五一二月	五一一月
一、一二〇、八〇〇円	一、一一七、一〇〇円	一、一一三、四〇〇円	一、一〇九、七〇〇円	一、一〇六、〇〇〇円	一、一〇二、三〇〇円	一、〇九八、六〇〇円	一、〇九四、九〇〇円	一、〇九一、二〇〇円	一、〇八七、六〇〇円	一、〇八四、〇〇〇円	一、〇八〇、四〇〇円	一、〇七六、八〇〇円	一、〇七三、二〇〇円	一、〇六九、六〇〇円	一、〇六六、〇〇〇円	一、〇六二、四〇〇円	一、〇五八、八〇〇円	一、〇五五、二〇〇円	一、〇五一、六〇〇円	一、〇四八、〇〇〇円	一、〇四四、五〇〇円	一、〇四一、〇〇〇円	一、〇三七、五〇〇円	一、〇三四、〇〇〇円	一、〇三〇、五〇〇円	一、〇二七、〇〇〇円	一、〇二三、五〇〇円

別表第三(第二十一条の三関係)

五三九月	一、二四、五〇〇円
五四〇月	一、二八、二〇〇円
五四一月以上の月数	当該月数における増加額を当該月数から一減じた月数における増加額に算入した金額。この場合において、増加額は、五四一月及び五四二月にあつては三、七〇〇円、五四三月から五四五月までの各月数にあつては三、八〇〇円とし、五四五月以上の各月数にあつては当該月数から十二減じた月数における増加額に一〇〇円を加算した金額とする。

別表第四(第二十一条の四関係)

年	数	率
一年	一	一・〇〇
二年	二	一・〇三
三年	三	一・〇九
四年	四	一・一三
五年	五	一・一八
六年	六	一・四三
七年	七	一・六九
八年	八	一・九七
九年	九	二・二四
一〇年	一〇	二・五三

月	数	率
四三月	四	四三・一
四四月	四	四四・三
四五月	四	四五・四
四六月	四	四六・六
四七月	四	四七・八
四八月	四	四八・九
四九月	四	五〇・二

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、附則第十一条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(申込金に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた退職金共済契約の申込みに係る申込金については、なお従前の例による。

(過去勤務掛金に関する経過措置)

第三条 改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)第二十一条の三第一項の規定は、施行日以後に効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係る過去勤務掛金について適用し、施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係る過去勤務掛金については、なお従前の例による。

(退職金等に関する経過措置)

第四条 この条から附則第十四条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧法契約 平成三年四月一日前に効力を生じた退職金共済契約をいう。

五〇月	五一・四
五一月	五二・六
五二月	五三・九
五三月	五五・一
五四月	五六・四
五五月	五七・七
五六月	五九・一
五七月	六〇・四
五八月	六一・八
五九月	六三・二

二 二年法契約 平成三年四月一日以後平成八年四月一日前に効力を生じた退職金共済契約をいう。

三 七年法契約 平成八年四月一日以後施行日前に効力を生じた退職金共済契約をいう。

四 区分掛金納付月数 掛金月額を百円ごとに順次区分した場合における各区区分(以下「掛金月額区分」という。)ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数をいう。

五 施行日前区分掛金納付月数 施行日前の期間に係る区分掛金納付月数をいう。

六 旧最高掛金月額 旧法契約に係る平成三年四月前の期間に係る被共済者ごとの掛金月額の最高額をいう。

七 換算月数 掛金月額区分ごとに、施行日前区分掛金納付月数が四十三月以上(旧法契約に係る施行日前区分掛金納付月数が平成八年四月前の期間に係る区分掛金納付月数が三十八月以上の掛金月額区分におけるものに限る。)については、三十八月以上の場合において、被共済者が施行日の前日に退職したものとみなして、新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額のうち、施行日前区分

掛金納付月数に応じ、政令で定めるところにより従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じた月数から、当該施行日前区分掛金納付月数を減じて得た月数をいう。

八 解約手当金換算月数 前号中「被共済者が施行日の前日に退職したものとみなして」とあるのは、「施行日の前日に被共済者に係る退職金共済契約が解除されたものとみなして」ととして、同号の規定の例により算定して得た月数をいう。

九 計算月 新法第十条第二項第三号ロに規定する計算月をいう。

第五条 施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者が退職した場合における退職金の額については、次条から附則第十条までに定めるところによる。

第六条 施行日前に退職した被共済者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

第七条 施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのない者(以下この条並びに附則第十条及び第十三条において「第七条被共済者」という。)が施行日以後に退職したときにおける退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 掛金月額区分ごとに、区分掛金納付月数に応じ新法別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額(退職が死亡による場合にあつては、百円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して

得た額)

二 二十四月以上四十二月以下 掛金月額区分ごとに、百円に区分掛金納付月数を乗じて得た額(旧法契約に係る掛金月額区分であつて平成八年四月前の期間に係る区分掛金納付月数が三十六月以上であるものについては、区分掛金納付月数に換算月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額とし、その額が政令で定めるところにより従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額とする。)を合算して得た額

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ 掛金月額区分ごとに、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額を合算して得た額

(1) 施行日前区分掛金納付月数が四十二月以下である場合(旧法契約に係る掛金月額区分については、当該掛金月額区分における平成八年四月前の期間に係る区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。) 区分掛金納付月数に応じ新法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額

(2) 施行日前区分掛金納付月数が四十三月以上である場合(旧法契約に係る掛金月額区分については、当該掛金月額区分における平成八年四月前の期間に係る区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を含む。) 区分掛金納付月数に換算月数を加えた月数に応じ新法別表第二の下欄

に定める金額の十分の一の金額。ただし、その額が政令で定めるところにより従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額とする。

ロ 平成八年四月前の期間に係る掛金として旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付がなかった旧法契約の第七条被共済者にあつては、次の(1)に定める額とし、それ以外の第七条被共済者にあつては、次の(1)に定める額に(2)に定める額を加算した額

(1) 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月(平成十一年四月以後の計算月に限る。)までの各月分の掛金に係る区分掛金納付月数に応じイ(1)又は(2)に定める額を合算して得た額(附則第十条において「特定仮定退職金額」という。に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る同条の規定により定められる支給率を乗じて得た額(その額が一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。))を合算して得た額

(2) 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月(平成四年四月から平成六年三月までの計算月に限る。)までの各月分の掛金(旧法契約の第七条被共済者にあつては、掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分の各月分の掛金)に係る区分掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成七年法律第六十三号)による改正前の中小企業退職金共済法別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額を合算して得た額

に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る同法第十条第三項の規定により定められた支給率を乗じて得た額(その額が一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。))を合算して得た額

に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る同法第十条第三項の規定により定められた支給率を乗じて得た額(その額が一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。))を合算して得た額

第八条 第八条被共済者(施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのある者(次条の規定に該当する被共済者を除く。))をいう。附則第十三条において同じ。)が施行日以後に退職したときにおける退職金の額は、次のいずれが多い額とする。

一 退職金共済契約が効力を生じた日の属する年から過去勤務期間の年数分さかのぼった年における同日に相当する日に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該相当する日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が過去勤務通算月額に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなして、前条中「第七条被共済者」とあるのを「次条に規定する第八条被共済者」として同条第一号を除く。の規定を適用した場合に得られる額

二 過去勤務掛金が納付されたことがないものとみなして前条中「第七条被共済者」とあるのを「次条に規定する第八条被共済者」として同条の規定を適用した場合に得られる額に、納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月又は六十月であるときは、過去勤務掛金の額にそれぞれ四十九・四又は六十七(平成八年四月一日前に

効力を生じた退職金共済契約の被共済者にあつては、それぞれ四十九・六又は六十八)を乗じて得た額を加算した額。

第九条 第九條被共済者(施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのある者であつて、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年(過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数)を経過する月までの一部の月につき過去勤務掛金が納付されていらないものをいう。附則第十三条において同じ。)が施行日以後に退職したときにおける退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 納付された過去勤務掛金の総額

二 十二月以上五十九月以下 過去勤務掛金が納付されたことがないものとみなして附則第七條中「第七條被共済者」とあるのを、附則第九條に規定する第九條被共済者として同条の規定を適用した場合に得られる額に、納付された過去勤務掛金の総額(過去勤務掛金の納付があつた月数が四十三月以上であるときは、過去勤務掛金の額に過去勤務掛金の納付があつた月数に応じこの法律による改正前の中小企業退職金共済法別表第四の下欄(平成八年四月一日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者にあつては、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律による改正前の中小企業退職金共済法別表第四の下欄)に定める率を乗じて得た額。次号において同じ。)を加算した額。

三 六十月以上 過去勤務掛金が納付されたことがないものとみなして附則第七條中「第七條被共済者」とあるのを、附則第九條に規定する第九條被共済者として同条の規定を適用した場合に得られる額に、掛金納付月数が六十月となつた月以後の掛金の納付があつた月数に相当する期間につき、納付された過去勤務掛金の総額に對し、年三パーセント(当該掛金の納付が平成八年四月から平成十一年三月までの各月分であるときの当該掛金の納付があつた月数に相当する期間については、年四・五パーセントとし、当該掛金の納付が平成八年三月以前の各月分であるときの当該掛金の納付があつた月数に相当する期間については、年五パーセントとする。)の複利による計算をして得た元利合計額を加算した額

第十条 旧法契約に係る掛金納付月数を通算した二年法契約(以下この項において「第十條契約」という。)の第七條被共済者(附則第十三条において「第十條被共済者」という。)が施行日以後に退職した場合に支給される退職金のうち、その額が次に掲げる額のうちのいずれが多い額を下回るものとなる退職金の額は、附則第七條の規定にかかわらず、当該多い額とする。

一 掛金月額区分ごとに、第十條契約に係る区分掛金納付月数に、次のイ又はロに掲げる掛金月額区分の区分に応じ、当該イ又はロに定める月数を加えた月数に応じ労働省令で定めるところにより附則第七條の規定の例により算定して得られる額を合算して得た額
イ 旧最高掛金月額を超えない部分の掛金月額区分 二年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を通算しなかつたものとみなした場合における当該二年法契約に係る換算月数に旧法契約に係る換算月数を加えた月数
ロ 旧最高掛金月額を超える部分の掛金月額区分 第十條契約に係る換算月数
二 二年法契約について旧法契約に係る掛金納付月数を通算しなかつたものとみなした場合において、旧法契約に係る退職金の額として政令で定めるところにより算定して得られる額に對し、平成十一年四月前の二年法契約に係る掛金納付月数に相当する期間につき年四・五パーセント(平成八年四月前の二年法契約に係る掛金納付月数に相当する期間にあっては、年五パーセント)の複利による計算をして得た元利合計額に、附則第七條の規定により二年法契約に係る退職金の額として算定して得られる額を加算した額

第四項の規定により定めるものとする。

3 平成十一年度に係る新法第十條第二項第三号ロ及び附則第七條第三号ロ(次項において「支給率に關する規定」という。)の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより、平成十年度の運用収入のうち附則第七條第三号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、経過措置被共済者のうち平成十一年度に計算月を有することとなる者の特定仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、平成十一年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、中小企業退職金共済審議会の意見を聴いて、施行日に定めるものとする。

4 平成十二年度以後の各年度に係る支給率に關する規定の支給率は、労働大臣が、各年度ごとに、労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち支給率に關する規定に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、新法第十條第二項の規定を適用して退職金の額を算定する被共済者及び経過措置被共済者のうち、当該年度に計算月を有することとなる者の同項第三号ロに規定する特定退職金額及び特定仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の年度末までに、中小企業退職金共済審議会の意見を聴いて定めるものとする。

第十二條 新法第十條の三第一項の規定は、施行日以後に退職した被共済者に係る退職金の支給について適用し、施行日前に退職した被共済者に係る退職金の支給については、なお従前の例による。

第二項 第三号ロの支給率は、当該各年度の支給率を定める際に当該各年度に特定仮定退職金額を算定することとなる被共済者(以下この条において「経過措置被共済者」という。)がいる場合には、新法第十條第三項の規定にかかわらず、

第四項の規定により定めるものとする。

3 平成十一年度に係る新法第十條第二項第三号ロ及び附則第七條第三号ロ(次項において「支給率に關する規定」という。)の支給率は、労働大臣が、労働省令で定めるところにより、平成十年度の運用収入のうち附則第七條第三号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、経過措置被共済者のうち平成十一年度に計算月を有することとなる者の特定仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、平成十一年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、中小企業退職金共済審議会の意見を聴いて、施行日に定めるものとする。

4 平成十二年度以後の各年度に係る支給率に關する規定の支給率は、労働大臣が、各年度ごとに、労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち支給率に關する規定に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、新法第十條第二項の規定を適用して退職金の額を算定する被共済者及び経過措置被共済者のうち、当該年度に計算月を有することとなる者の同項第三号ロに規定する特定退職金額及び特定仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の年度末までに、中小企業退職金共済審議会の意見を聴いて定めるものとする。

第十二條 新法第十條の三第一項の規定は、施行日以後に退職した被共済者に係る退職金の支給について適用し、施行日前に退職した被共済者に係る退職金の支給については、なお従前の例による。

第二項 第三号ロの支給率は、当該各年度の支給率を定める際に当該各年度に特定仮定退職金額を算定することとなる被共済者(以下この条において「経過措置被共済者」という。)がいる場合には、新法第十條第三項の規定にかかわらず、

2 新法第十条の三第五項の規定は、施行日前に退職した被共済者であつて労働省令で定める日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの(以下この項において「特定退職者」という。)以外のものについて適用し、特定退職者に係る同条第五項の分割支給率については、なお従前の例による。

第十三条 施行日前に効力を生じた退職金共済契約が解除された場合における解約手当金の額については、次に定めるところによる。

一 施行日前に解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金の額については、なお従前の例による。

二 施行日以後に解除された退職金共済契約の被共済者に係る解約手当金の額については、次のイからハまでに掲げる被共済者の区分に応じ、当該イからハまでに定める規定を適用する。この場合において、附則第七条中「換算月数」とあるのは、「解約手当金換算月数」と読み替へるものとする。

イ 第七条被共済者 附則第七条の規定

ロ 第八条被共済者 附則第八条の規定

ハ 第九条被共済者 附則第九条の規定

三 第十条被共済者に支給される解約手当金の額は、前号の規定にかかわらず、二年法契約が解除された日に当該第十条被共済者が退職したものとみなして、附則第十条第一項の規定を適用した場合に得られる額とする。

四 平成三年四月一日前に効力を生じた退職金共済契約(以下この号において「現契約」という。)について現契約が効力を生じる前に効力を生じた退職金共済契約(以下この号において「前契約」という。)

に係る掛金納付月数を通算した第七法契約であつて、前契約に係る施行日前区分掛金納付月数が三十六月以上のもに支給される解約手当金のうち、その額が、掛金月額区分ごとに、現契約について前契約に係る掛金納付月数を通算して得られる区分掛金納付月数に、次のイ又はロに掲げる掛金月額区分の区分に応じ、当該イ又はロに定める月数を加えた月数に応じ労働省令で定めるところにより算定して得られる額を合算して得た額を下回ることとなる解約手当金の額は、第二号の規定にかかわらず、当該合算して得た額とする。

イ 千二百円を超えない部分の掛金月額区分 現契約について前契約に係る掛金納付月数を通算しなかつたものとみなして、現契約に係る解約手当金換算月数に前契約に係る換算月数を加えた月数

ロ 千二百円を超える部分の掛金月額区分 現契約について前契約に係る掛金納付月数を通算した場合の解約手当金換算月数を適用した場合の解約手当金換算月数

第十四条 施行日以後に効力を生じた退職金共済契約について施行日前に効力を生じた退職金共済契約に係る掛金納付月数を新法第十四条の規定により通算する被共済者が退職したときにおける退職金の額及び当該被共済者に係る退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、新法第十条第二項の規定(新法第十三条第三項において準用する場合を含む。)にかかわらず、次の各号に掲げる施行日前に効力を生じた退職金共済契約の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 旧法契約に係る掛金納付月数を通算した二年法契約及び当該通算した二年法契約に係る掛金納付月数を通算した七年法契約 七年法契約及び施行日以後に効力を生じた退職金共済契約を二年法契約とみなして、附則第七条及び第十条第一項の規定を適用した場合に得られる額

二 旧法契約に係る掛金納付月数を通算した七年法契約及び二年法契約に係る掛金納付月数を通算した七年法契約(前号に掲げる七年法契約を除く。) 七年法契約及び施行日以後に効力を生じた退職金共済契約を旧法契約又は二年法契約とみなして、附則第七条の規定を適用した場合に得られる額

三 前二号に掲げる退職金共済契約以外の退職金共済契約 施行日以後に効力を生じた退職金共済契約を当該通算に係る施行日前に効力を生じた退職金共済契約とみなして、附則第七条の規定を適用した場合に得られる額

第十五条 前条の規定に該当する被共済者であつて、その者について勤労者退職金共済機構が新法第二十一条の五第一項の受入れをしたものが退職したときにおける退職金の額及び当該被共済者に係る退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、同条第二項第二号の規定(同条第三項においてその例によることとされる場合を含む。)にかかわらず、前条の規定により算定した額に新法第二十一条の五第二項第二号イに規定する計算後受入金額を加算した額とする。

第十六条 附則第七条から前条までの規定により算定される退職金の額及び解約手当金の額に一

円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。

(時効に関する経過措置)

第十七条 施行日前に生じた申込金の返還を受ける権利及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後に生じた申込金の返還を受ける権利の消滅時効については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢の変化等に対応して、中小企業退職金共済制度の安定及び充実を図るため、退職金等の額の見直しを行うとともに、他の退職金共済制度との通算制度を創設するほか、退職金共済契約の申込手続及び退職金の分割支給制度を改善しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 退職金等の額について、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定まる基本退職金の額を改定するものとする。

2 労働者が、中小企業退職金共済制度加入企業と商工会議所等が行う特定退職金共済制度加入企業との間を移動した場合に、退職金を通算して支給を受けることができるよう制度を整備するものとする。

3 退職金の分割支給制度について、被共済者の請求により、退職金の一部を分割払の方法により支給し、残額を一時金により支給することができるとすること。

4 退職金共済契約の申込みを行う際に申込金を添えることを要しないものとする。

5 この法律は、平成十一年四月一日から施行するものとする。

6 退職金等の額の改定に関して、所要の経過措置を定めるものとする。

二 議案の可決理由

最近における社会経済情勢の変化等に対応して、中小企業退職金共済制度の安定及び充実を図るため、退職金等の額の見直しを行うとともに、他の退職金共済制度との通算制度を創設すること等は、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十年四月十七日

労働委員長 田中 慶秋

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、中小企業に働く労働者が比較的頻繁に労働移動する実情にかんがみ、中小企業退職金共済制度の運用に当たり、次の事項について適切な処置を講ずべきである。

一 本制度の普及促進を図るため、相談体制の整備、加入企業に対する福利厚生に関する情報提供

供サービス等の充実のほか、地方公共団体及び事業主団体等との連携を一層強化するとともに、増大するパートタイム労働者等に対する加入促進策を積極的に進めること。

二 本制度の安定に資するため、資産運用について、その安全性と有利性の確保に一層努めるとともに、情報公開をさらに進め、制度運営の一層の透明化を図ること。

三 退職金額の支給水準を向上させるよう、加入企業に対し掛金額の引上げについての奨励に努めること。

四 少子・高齢社会に対応し退職金の有する労働者の老後所得確保機能の充実を図るため、適格退職年金制度等との通算について検討すること。

平成十年四月二十一日 衆議院會議録第三十一号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局
電話
03
(3587)
4294
定価
（配本） 本号一部
送料 〇〇円
料 〇〇円
別 〇〇円